

令和３年第３回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第１日目)

令和３年９月１４日（火曜日）

午前９時３０分開会

- 第１ 会議録署名議員の指名（４名）
- 第２ 会期の決定
- 第３ 議案第５０号 教育委員会委員の任命について
- 第４ 議案第４３号 令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第８号）について
- 第５ 議案第４４号 令和３年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第２号）について
- 第６ 議案第４５号 訓子府町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 第７ 議案第４６号 訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 第８ 議案第４７号 訓子府町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第９ 議案第４８号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第１０ 議案第４９号 訓子府町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 第１１ 認定第 １号 令和２年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第１２ 認定第 ２号 令和２年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第１３ 認定第 ３号 令和２年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第１４ 認定第 ４号 令和２年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第１５ 認定第 ５号 令和２年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第１６ 認定第 ６号 令和２年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第１７ 一般質問

○出席議員（１０名）

1 番 余 湖 龍 三 君	2 番 西 森 信 夫 君
3 番 山 田 日出夫 君	4 番 仁 木 義 人 君
5 番 西 山 由美子 君	6 番 須 河 徹 君
7 番 泉 愉 美 君	8 番 谷 口 武 彦 君
9 番 工 藤 弘 喜 君	10 番 河 端 芳 恵 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	森 谷 清 和 君
総 務 課 長	硯 見 康 之 君
企 画 財 政 課 長	篠 田 康 行 君
町民課長・元気なまちづくり推進室長	坂 井 毅 史 君
福 祉 保 健 課 長	今 田 朝 幸 君
福祉保健課長補佐	関 口 好 子 君
農 林 商 工 課 長	大 里 孝 生 君
建設課長・上下水道課長	渡 辺 克 人 君
会計管理者・危機管理監	伊 田 彰 君
教育委員会教育長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	高 橋 治 君
子 ども 未 来 課 長	山 本 正 徳 君
社会教育課長・図書館長	山 田 洋 通 君
農業委員会事務局次長	今 田 和 則 君
農 業 委 員 会 会 長	細 川 孝 雄 君
監 査 委 員	平 塚 晴 康 君
選挙管理委員会委員長	森 下 直 治 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 内 啓 伸 君
議 会 事 務 局 係 長	吉 村 章 子 君

◎開会の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、令和3年第3回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

なお、マスク着用、手指消毒および一般質問の持ち時間を50分に短縮するなど、新型コロナウイルス感染症対策を実施し、本定例会を進めてまいりたいと思いますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

◎諸般の報告

○議長（須河 徹君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（山内啓伸君） それでは、ご報告申し上げます。

本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております議件につきましては、議案が8件、認定が6件、報告が1件であります。その他、請願が1件、議長からの報告が2件であります。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須河 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、4番、仁木義人君、5番、西山由美子君、7番、泉愉美君、8番、谷口武彦君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須河 徹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの3日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定しました。

議場の皆さん、議員、説明員に申し上げます。

事前に皆さまにお知らせしておりますとおり議場においてもクールビズの実施ということで9月30日までの間、ノーネクタイ、また上着の着用は自由ということで進めてまい

りますので、よろしくお願いいたします。どうぞ上着を脱いでいただいても結構です。

◎町長挨拶

○議長（須河 徹君） ここで本定例会の招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございましたので、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） おはようございます。ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第3回定例町議会を招集申し上げましたところ全員のご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、1年順延されておりました東京オリンピック・パラリンピックが終了しましたが、緊急事態宣言下の新型コロナウイルスの感染はいまだとどまることがなく、北海道に対して緊急事態宣言も期限が9月12日までとあったものが9月30日までと延長と決まったところでございます。

9月3日の菅首相の突然の辞任発言は自民党総裁選、その後の衆議院議員選挙と私ども地方自治体にとりましても、町民生活に大きな影響を及ぼすこともあり、しっかりと注視してまいりたいと考えているところでございます。

9月11日に開催された自由民主党オホーツク支部の移動政調会においても、農業政策全般をはじめ、JR貨物存続と留辺蘂高等学校の募集停止に関連して訓子府高校の存続、さらに北海道教育委員会の基本的姿勢について、問題提起を行ってまいりました。

今回、普通交付税は1億4千万円増額となったものの新型コロナウイルス収束後には厳しい財政運営を強いられる可能性もありますことから、しっかりとした財政計画のもと町政を運営してまいりたいと考えているところでございます。

また、10月1日から移住定住でまちおこしをしてもらうため、地域おこし協力隊員を募集していましたところ、電話での問い合わせが数件、実際の申し込みが1件ございました。8月9日にオンライン面接、8月26日には本町に来ていただいたの対面面接を行い、神奈川県横浜市在住の男性に内定通知を出していましたが、移住に対する不安などから9月2日に辞退届が提出されましたので、残念ながら内定を取り消したところでございます。今後あらためて募集を開始させていただきますが、冬季に向けての採用は時期的に良い人材確保に不安であること。また、温暖な地域や降雪の少ない地域からの移住者にとっては冬季の移住は非常に厳しい環境となることが想定されるため、採用時期を十分検討した上で取り組んでいきたいと考えているところでございます。

それでは、本定例町議会に提案しております議案などの概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと思います。

まず、一般会計の補正予算案についてでございます。

総務費では、情報管理事業において、国からの社会保障税番号制度システム整備補助金の交付決定を受けたことから国費措置分の負担金を計上。

町有林管理事業では、春先の融雪やその後の降雨によりまして、道路の陥没が発生した常盤林道の修繕費用を計上。

地域集会所等維持管理事業では、落雷によって故障した火災報知器の修繕費用を計上。

地方交通対策事業では、バス事業者と連携した本町の認知度向上のための広告推進事業と新型コロナウイルス感染症のまん延による影響が大きいバス事業者に対し感染防止対策経費と経費継続のための支援金を計上。

地域振興事業では、申請件数の増に伴う空き家活用定住対策事業補助金を計上し、合わせて478万9千円の追加を。

民生費では、自立支援サービス事業、地域生活支援事業、児童手当支給事業の過年度分精算に伴う国庫支出金等の返還が生じたことにより、あわせて1,002万1千円の追加。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業で、ワクチン接種業務にご協力いただいた医療機関等への協力金として150万4千円の追加。

農林水産業費では、農業経営確立事業でケトナイ川改修工事の支障となる鹿柵の撤去、移設にかかる負担金を計上。

下水道事業特別会計繰出金では、下水道事業特別会計において、個別排水処理浄化槽設置工事の件数増加に伴いまして、受益者負担金などの収入が増額され、収支不足分が減額となったことによる繰出金の減額。

林業一般事業では、森林作業員就業条件整備事業の奨励金支給対象者が増となったことによる負担金の増加など、合わせて185万7千円の追加。

教育費では、社会教育活動推進事業、オホーツク地区パークゴルフ協会連合会パークゴルフ大会が急きょ本町で開催されることになったことによる大会開催補助金の追加。

温水プール維持管理事業では、設置後、26年経過のボイラーが春の定期点検において、炉心の損傷が著しいとの指摘を受け、早急の修繕が必要であることから、ボイラー更新のための事業費を計上するなど、合わせて2,205万円の追加を。

以上、一般会計では、総額で4,222万1千円の追加補正を提案させていただいております。

次に、下水道事業特別会計についてであります。個別排水処理施設整備事業について、当初浄化槽設置を4戸を見込んでおりましたが、浄化槽設置を2戸追加して設置するため、事業費208万円の追加補正を提案させていただいております。

次に、条例の制定であります。

訓子府町情報公開条例の一部を改正する条例、訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例、訓子府町手数料徴収条例の一部を改正する条例、国民健康保険条例の一部を改正する条例を提案させていただいております。

次に、訓子府町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、提案させていただいております。

次に、人事案件でございます。

教育委員会委員1名が本年9月30日に任期満了となるため、任命の同意を求めるものでございます。

次に、認定についてでございますが、一般会計、四つの特別会計および水道事業会計、合わせて6会計の令和2年度決算認定の提案をさせていただいております。

最後に報告でございますが、令和2年度訓子府町財政健全化及び経営健全化比率についての報告をさせていただきます。

以上、議案8件、認定6件、報告1件の提案をさせていただいておりますが、人事案件

を除き、議案の詳細につきましては、各担当課長等から説明をさせますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。本定例会招集のご挨拶とさせていただきます。

◎議案第50号

○議長（須河 徹君） 日程第3、議案第50号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書28ページです。

町長。

○町長（菊池一春君） 議案第50号 教育委員の任命について、人事案件でございますので、私からご説明をさせていただきます。議案書の28ページをお開き願います。

教育委員につきましては、定数4名のうち、柴田友視氏が本年9月30日をもって任期満了となることから、新たな教育委員として、町内栄町にお住まいの荒沢美幸氏を任命させていただきます。ご提案申し上げるものでございます。

ここで、荒沢美幸氏の経歴について、簡単にご紹介をさせていただきます。

荒沢美幸氏は昭和61年、町内仲町でお生まれの満35歳。平成16年3月、北海道北見工業高等学校をご卒業の後、会社勤務などを経て、現在、小売店販売員をされている方でございます。現在は12歳と4歳、2歳の3人のお子さんの子育てを行っているところですが、子育てサークルの代表や町の子ども子育て会議委員、社会教育委員を務められており、子育てや社会教育の活動に積極的に参加されております。吹奏楽団への所属や子どもたちの芸術活動に関わるなど、文化芸術にも深い関心をお持ちであるほか、法に規定されております教育委員の保護者要件も満たしているところであります。子育てや教育、文化芸術活動に対し、深い関心と熱意を有しており、若い母親として、さらには女性としての視点から本町の教育行政に意見を反映していただけるものであり、教育委員として適任と考えているところでございます。

なお、任期につきましては、令和3年10月1日から令和7年9月30日までの4年間でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

これより議案第50号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

◎議案第43号、議案第44号

○議長(須河 徹君) この際、日程第4、議案第43号、日程第5、議案第44号は関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第43号 令和3年度訓子府町一般会計補正予算(第8号)についての提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長(篠田康行君) 議案第43号の説明になります。議案書の1ページをお開きください。

議案第43号 令和3年度訓子府町一般会計補正予算(第8号)について提案説明をいたします。

令和3年度訓子府町一般会計補正予算(第8号)については次に定めるものとし、第1条では、歳入歳出それぞれ4,222万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ52億5,381万4千円としております。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分および金額は、次の2ページにあります第1表歳入歳出予算補正によることを規定しているもので、これについてはご覧いただくこととし、その内容については、後ほど4ページ以降の事項別明細書の中で説明をさせていただきます。

第2条と第3条は、債務負担行為と地方債の補正について定めております。

3ページの上段、第2表 債務負担行為補正をご覧いただきたいと思います。

第2表は、空き家活用定住対策補助金で、本年度の債務負担行為について、限度額を1,200万円から2,550万円に変更するもので、左側に補正前の限度額を、右側に補正後の限度額を記載しております。期間の変更についてはございません。

ここで、10ページにあります債務負担行為の当該年度以降の支出予定額等に関する調書をご覧いただきたいと思います。

変更後の当該年度以降の支出予定額と財源内訳等につきましては記載のとおりとなっております。

3ページに戻っていただき、第3表 地方債補正をご覧いただきたいと思います。

第3表 地方債補正では、8月に決定された臨時財政対策債の起債額の限度額を1億円から1億680万3千円に変更にするもので、左側に補正前の限度額を、右側は補正後の限度額を記載しております。

ここで、11ページにあります地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書をご覧いただきたいと思います。右端の下から3行目にありますように、令和3年度末の現在高見込額は54億4,613万6千円となっております。

続きまして、事項別明細書になります。まず6ページの歳出から先に説明をさせていただきます。

2 款、1 項、1 目、一般管理費の事業区分、情報管理事業の負担金、補助及び交付金の社会保障・税番号制度システム整備負担金では、社会保障・税番号制度運用にあたる中間サーバー等のシステム改修にかかる経費の負担金 7 2 万円を追加。

4 目、公有林管理費の事業区分、町有林管理事業の使用料及び賃借料では、春先の融雪や降雨の影響で陥没した常盤林道の路盤等を復旧するため復旧作業にかかる車両借上料 2 2 万 5 千円、同じく常盤林道復旧に要する横断管等の原材料費として 2 4 万 9 千円の追加。

6 目、住民活動費の事業区分、地域集会所等維持管理事業では、末広地域集会所内の火災報知器 1 台が落雷により故障したため修繕することから、需用費 3 3 万円の追加。

8 目、企画費の事業区分、地方交通対策事業ですが、コロナ関連の臨時交付金を財源に(株)北海道北見バスのバス車内に訓子府町のパンフレットの設置、ポスター掲示など広告を行い町の PR を図るとともに、コロナの影響で落ち込んでいる運行収入を補うことで事業継続を支援することを目的に、バス事業者と連携した広告促進事業を実施いたします。

需用費では、町の PR 用パンフレットの印刷製本費として 3 8 万 1 千円の計上。

役務費では、網走・札幌間の都市間バスや空港線の車内のシートポケットに町のパンフレットの設置、路線バス車内の中刷り広告の掲示、北見バスターミナル内のポスター掲示にかかる広告料 7 0 万 4 千円。

負担金、補助及び交付金では、コロナウイルスの影響で(株)北海道北見バスの運送収入が減少している上、感染症拡大予防対策経費の負担も重なっていることや利用者の感染に対する安全安心を図ることを目的に、生活路線バス事業者新型コロナウイルス感染症対策経費支援事業を実施するため、感染予防対策にかかる消耗品などの経費の補助金 3 0 万円の計上。

その下の事業区分、地域振興事業の負担金、補助及び交付金では、空き家活用定住対策補助金で平成 2 8 年度から令和 3 年度までの債務負担分の 3 3 件、1, 0 7 8 万 1 千円を当初計上しておりましたが、今後見込まれる件数が 3 9 件、1, 2 6 6 万 1 千円となることから 1 8 8 万円の追加となっております。

次のページの 3 款、1 項、1 目、社会福祉総務費の事業区分、自立支援サービス事業とその下の事業区分、地域生活支援事業および中段の表の 3 款、2 項、3 目、児童措置費の事業区分、児童手当支給事業の償還金、利子及び割引料につきましては、それぞれ令和 2 年度の事業実績の確定に伴い精算が生じたことから返還金を追加するものでございます。

一番下の表の 4 款、1 項、2 目、予防費の事業区分、新型コロナウイルスワクチン接種事業の報償費では、休日接種に伴う医療機関等への加算金を引き続き 8 月と 9 月分も対象とすることから、休日接種に協力をいただいている訓子府クリニック医師と医師を派遣していただいている北見赤十字病院に対して、ワクチン接種促進協力報償 1 5 0 万 4 千円の追加。

次のページの 6 款、1 項、3 目、農業振興費の事業区分、農業経営確立事業の負担金、補助及び交付金では、平成 1 6 年度に道営事業でケトナイ川河川用地内に設置した鹿柵の一部が今年度実施するケトナイ川改修工事の支障になるため、町内鹿柵を管理している鹿柵維持管理組合が撤去、移設を行うことから、その費用について町が負担するため、負担金として 1 8 3 万 2 千円の計上。

5 目、農業基盤整備事業費の事業区分、下水道事業特別会計繰出金の繰出金では、収支

不足の補填のうち、個別排水処理浄化槽設置工事費の件数増加に伴い、受益者の分担金、個別排水処理施設事業債を追加補正したことにより、繰出金2万円の減。

中段の表の6款、2項、1目、林業総務費の事業区分、林業一般事業の負担金、補助及び交付金では、森林作業員就業条件整備事業の奨励金支給対象者が5名から7名となったことから増えた2名分の負担金4万5千円の追加。

一番下の表の10款、6項、1目、保健体育総務費の事業区分、社会体育活動推進事業の負担金、補助及び交付金では、新型コロナウイルス感染拡大等により、オホーツク地区パークゴルフ協会連合会パークゴルフ大会の開催地の調整が遅れていました。管内のほぼ中心に位置する訓子府町で、このたび開催することとなったことにより、大会運営にかかる事務局の訓子府町パークゴルフ協会に対して大会開催補助をするもので5万円の追加。

次のページの10款、6項、2目、体育施設費の事業区分、温水プール維持管理事業の工事請負費では、温水プールのボイラー点検整備で、炉心の損傷が著しい上、年々劣化も進行し交換修理が必要であるという指摘を受けており、発注から完了まで約6か月の期間を要することから営業期間外にボイラー更新工事を実施するため2,200万円の計上。

次に、4ページに戻りまして、歳入になります。

一番上の表、14款、1項、2目、衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金として、訓子府クリニックと北見赤十字病院への報償の経費として150万4千円を追加。

その下の中段の表、14款、2項、1目、総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金では、歳出のところで説明しました(株)北海道北見バスに対する支援事業等に要する財源として。

社会保障・税番号制度システム整備補助金（総務省分）では、情報管理事業の社会保障・税番号制度運用にあたる中間サーバー等のシステム改修にかかる経費に対する補助でございます。

その下の法務省分では、当初予算で措置されております戸籍事務へのマイナンバー制度導入にかかる経費に対する補助26万4千円で、合わせまして236万9千円を追加。

その下の3目、衛生費国庫補助金では、当初予算で措置されている予防接種事業のシステム改修費に対する感染症予防事業費等補助金に新たに新型インフルエンザシステム改修分も補助対象に加えられたことから40万3千円を追加し、財源調整をしております。

一番下の表の15款、2項、4目、農林水産業費道補助金では、当初予算措置されている共同利用模範牧場捕縛柵場整備事業とエゾシカ緊急対策事業に対して地域づくり総合交付金事業の交付が内定したため、合わせまして244万円計上し、財源調整をしております。

次のページの15款、2項、5目、教育費道補助金では、温水プール維持管理事業に対して地域づくり総合交付金の交付が内定したことから1,100万円の計上。

その下の消防費道補助金では、当初予算で措置されている防災対策事業の備蓄品購入に対して地域づくり総合交付金の交付が内定したことから10万円計上し、財源調整しております。

その下の表の19款、1項、1目、繰越金では、予算調整として前年度の繰越金1,727万2千円の追加。

その下の表の２０款、５項、５目、雑入では、末広地域集会所の火災報知器修繕にかかる町有建造物の落雷損害共済金として修繕費用全額をその他雑入として３３万円の追加。

その下の表の２１款、１項、６目、臨時財政対策債では、臨時財政対策債発行可能額の確定によりまして６８０万３千円の追加。

最後に、別に配布の資料１は、一般会計補正予算にかかる投資的事業の資料となっておりますが、今回補正に伴い内容が変更になっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第８号）の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第４４号 令和３年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第２号）についての提案理由の説明を求めます。議案書１２ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（渡辺克人君） 議案書１２ページをお開きください。

議案第４４号 令和３年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第２号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

令和３年度訓子府町の下水道事業特別会計補正予算につきましては、次に定めるものとしまして、第１条第１項では、歳入歳出それぞれ２０８万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億３２万５千円とするものです。

第２項では、歳入歳出補正予算の款項の区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、１３ページの第１表 歳入歳出予算補正によることを規定しておりますので、これにつきましては、ご覧いただくこととし、その内容につきましては、後ほど１４ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

第２条では、地方債の変更について、１３ページの第２表 地方債補正によることを規定しており、地方債の補正につきましては、個別排水処理施設整備事業の起債の借入限度額１，３７０万円を１，４８０万円に変更するものであり、補正後の起債の方法は、補正前と同じく証書借入で、利率も５％以内であります。

それでは、１４ページからの歳入歳出予算補正の事項別明細書について、説明をさせていただきますが、今回の主な補正内容につきましては、個別排水処理浄化槽の設置戸数が当初４戸から２戸増えたことに伴う補正であります。

はじめに歳入から説明させていただきます。

１款、１項、２目、個別排水処理施設整備事業分担金１００万円の追加は、浄化槽設置申込み２戸の増加により受益者分担金を追加するものです。

４款、１項、１目、一般会計繰入金であります。今回の補正に伴いまして、下水道事業特別会計収支不足額の補填につきましては、個別排水処理浄化槽設置工事の追加補正額に対し、個別排水処理施設整備事業分担金と個別排水処理施設整備事業債による歳入が上回るため、繰入金２万円を減額するものであります。

７款、１項、２目、個別排水処理施設整備事業債につきましては、浄化槽設置申込み２戸分の事業費の財源として、下水道債で８０万円、過疎債で３０万円を合わせて１１０万円を追加するものです。

次に、１５ページの歳出について説明させていただきます。

2 款、1 項、下水道事業費の 2 目、個別排水処理施設整備事業費の 1 4 節、工事請負費 2 0 8 万円の追加であります。これは、個別排水処理浄化槽の設置戸数が 4 戸から 6 戸に、2 戸増えたことに伴い、工事費に不足が生じることから、不足分の 2 0 8 万円を追加するものです。

次の 1 6 ページの表は、地方債の現在高の見込に関する調書であり、今回の補正に伴いまして、令和 3 年度中起債見込額（C 欄）が 1 1 0 万円追加の 1 億 3, 6 9 0 万円となり、一番右側の欄、令和 3 年度末現在高見込額も同じく 1 1 0 万円増の 6 億 4, 8 8 2 万 2 千円となります。

また、別紙資料 2 で、今回の補正予算にかかります投資的事業の内容を記載しておりますので、後ほどご覧いただくこととし、説明は省略させていただきます。

以上、令和 3 年度訓子府町下水道事業特別会計の補正予算の内容につきまして、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 以上で、議案第 4 3 号、議案第 4 4 号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案第 4 5 号、議案第 4 6 号、議案第 4 7 号、議案第 4 8 号、議案第 4 9 号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第 6、議案第 4 5 号、日程第 7、議案第 4 6 号、日程第 8、議案第 4 7 号、日程第 9、議案第 4 8 号、日程第 1 0、議案第 4 9 号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第 4 5 号 訓子府町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書 1 7 ページです。

総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 議案書 1 7 ページをご覧ください。

議案第 4 5 号 訓子府町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明させていただきます。

訓子府町情報公開条例（平成 1 5 年条例第 3 4 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

下の説明欄にも記載されておりますが、この度、本町を含む 1 3 町村などで共同設置しておりますオホーツク町村公平委員会において、同委員会が管理しております公文書にかかる情報公開関係の規定を整備することとなりました。共同設置している委員会の権限に属する事務に関する法令などにつきましては、それぞれの町村のものを適用すると地方自治法で規定されておりますので、本町の情報公開条例に定める実施機関に公平委員会を加える必要がありますことから一部改正をするものでございます。

それでは、記以下の説明をさせていただきます。

訓子府町情報公開条例の一部を改正する条例。

訓子府町情報公開条例（平成 1 5 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中、監査委員の次に公平委員会を加える。

次に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第４５号 訓子府町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第４６号 訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書１９ページです。

町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 議案書の１９ページをお開き願います。

議案第４６号 訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例を次のように制定しようとするものでございます。

今回、過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる旧過疎法が廃止され、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新過疎法が制定されたことから、新過疎法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例を制定するものでございます。

それでは、記以下について、ご説明させていただきます。

２０ページと２１ページに条例案全文がございますけれども、２２ページの新過疎法に基づく条例案と旧過疎法に基づく条例を比較し、変更となった箇所をご説明させていただきます。

２２ページの表ですが、表の右側が旧過疎法に基づく旧条例、左側が新過疎法に基づく新条例案となっております。

まず、業種ですが、旧条例では３業種だったのに加えて、④で「情報サービス業等」が追加されています。

その下、取得価額要件については、一律２，７００万円超だったのに対し、業種および資本金の額等に応じて取得価額が変更となっています。対象となる設備投資については、新設・増設が対象でしたが、資本金５千万円超の法人は新設・増設のみ。資本金が５千万円以下の法人等については、新設・増設に加えて、取得または製作もしくは建設も対象となります。

２１ページに戻っていただき、附則でございます。

１で施行期日を定めておりますけれども、施行期日は、公布の日から施行し、令和３年４月１日から適用することとなっております。

以上、議案第４６号 訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第４７号 訓子府町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書２３ページです。

町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 議案書２３ページをお開き願います。

議案第４７号 訓子府町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町手数料徴収条例（平成１２年条例第８号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

今回の改正につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）の一部改正に伴い、通知カードの再交付の廃止、また、個人番号カードの再交付が「地方公共団体情報システム機構」に移管されることに伴い、町としての手数料ではなく「地方公共団体情報システム機構」の徴収金となることから改正するものでございます。

それでは、記以下について、ご説明させていただきます。

２４ページの訓子府町手数料徴収条例の一部改正（案）新旧対照表により説明させていただきます。

表の右側が現行、左側が改正案となっており、改正部分に下線を引いております。

第２条第１項中、第２６号（通知カードの再交付手数料）および第２７号（個人番号カードの再交付手数料）を削るものでございます。それから、第２８号を第２６号とし、第２９号から第３９号までを２号ずつ繰り上げるものでございます。

２３ページに戻っていただき、附則です。

この条例は、公布の日から施行するとなっております。

以上、議案第４７号 訓子府町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第４８号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書２５ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 議案書の２５ページをお開き願います。

議案第４８号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

国民健康保険条例（昭和３４年条例第６号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

このページの一番下の説明欄にありますように、健康保険法施行令等の一部を改正する法令の公布に伴い、出産育児一時金の基本額を引き上げるため、国民健康保険条例の一部を改正しようとするものでございます。

今回の改正につきまして、出産育児一時金は基本額の４０万４千円と加算額の１万６千円の合計４２万円が支給されておりますけれども、産科医療補償制度の補償基準等の見直しによりまして、掛金が現行１万６千円から１万２千円に引き下げられることに伴い、その費用として支給されていまして加算額につきましても４千円の引き下げとなります。

しかしながら、社会保障審議会医療保険部会におきまして、出産費用が年々増加傾向にあることや少子化対策としての重要性を考慮しまして、支給総額は維持すべきであるとの方向性が示されたことを踏まえまして、出産育児一時金の基本額を現行の４０万４千円から４千円増額し、４０万８千円に引き上げることとし、支給総額につきましては、現行の４２万円が維持されるものであります。

それでは、記以下について説明させていただきます。

国民健康保険条例の一部を改正する条例。

国民健康保険条例（昭和34年条例第6号）の一部を次のように改正する。

26ページをご覧くださいと思います。こちらの新旧対照表により説明させていただきます。

表の右側が現行、左側が改正案となっております、改正部分に下線を引いてございます。

第7条第1項は、出産育児一時金の基本額について書かれておりますけれども、現行にあります40万4千円を40万8千円に改めるものであります。

また、その条文の後、ただし書きにあります「これに3万円を上限として加算するものとする。」という規定がございますけれども、加算額につきましては、こちらの条例での改正は行わず、別途、国民健康保険条例施行規則の一部改正を行い、現行の1万6千円を1万2千円に改めるものとし、加算後の出産育児一時金の支給総額を現行と同額の42万円にするものでございます。

25ページにお戻りください。附則になります。

1項は、施行期日について規定しておりますが、この条例は、令和4年1月1日から施行するものでございます。

2項は、経過措置の規定でございますけれども、施行日前に出産した被保険者にかかる出産育児一時金の額につきましては、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第48号、国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第49号 訓子府町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての提案理由の説明を求めます。議案書27ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案第49号の提案説明をさせていただきます。議案書の27ページをお開きください。

議案第49号 訓子府町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の施行に伴い、訓子府町過疎地域持続的発展市町村計画を次のとおり策定しようとするものでございます。

「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月31日をもって失効し「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」以下、新過疎法とさせていただきますが、この法律が令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間の時限立法として施行されました。

新過疎法においては、現在の過疎地域の状況に鑑み、持続可能な地域社会の形成および地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上の実現を図ることとされ、人口減少率および財政状況が特に厳しい地域を過疎地域とし、過疎対策に取り組む場合に、過疎債をはじめとする特別措置を講じる内容となっております。

過疎地域の指定要件に関して新過疎法で見直された主な点でございますけれども、人口要件と財政力要件を用いる考え方を維持した上で、長期人口減少率の判定期間の基準とな

る年を地方圏から人口流出に着目して設定された昭和３５年から、地方圏から人口流出がいったん収束した昭和５０年に変更されたことや、財政力が低い市町村に対する人口減少率要件が緩和されたことなどがあげられ、令和３年４月１日公示では、訓子府町を含む８２０の市町村が過疎地域となっております。

それでは、記以下について、配布させていただいている別冊で説明をさせていただきます。

まず、計画期間でございますけれども、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５年間です。

計画内容ですけれども、１では、基本的な事項として、１ページから訓子府町の概況や地域の持続的発展のための基本方針、公共施設等総合管理計画との整合性などについて記載しております。

８ページの２「移住・定住、地域間交流の促進、人材育成」から３７ページの１３「その他地域の持続的発展に関して必要な事項」は、新過疎法第８条第２項第４号など関連する規定の他、北海道過疎地域持続的発展方針に沿った形で各施策について事項を定めてございます。

３８ページ以下につきましては、各事項中の過疎地域持続的発展特別事業分、いわゆるソフト事業になりますけれども、これらを再掲したものとなっております。

この計画案につきましては、過疎対策に取り組むことを目的に過疎対策事業債など、地方債あるいは補助採択を受けるなど財源確保を図るため、現段階で検討・調整が整っていない事業についても盛り込んでおりますことをご理解願いたいと思います。

なお、新過疎法第８条第７項の規定に基づきまして、北海道知事との協議が整い、同法第８条第１項の規定により議会の議決を受けようとするものでございます。

以上、議案第４９号について提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、議案第４５号、議案第４６号、議案第４７号、議案第４８号、議案第４９号の各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

◎認定第１号、認定第２号、認定第３号、認定第４号、認定第５号、認定第６号

○議長（須河 徹君） この際、日程第１１、認定第１号、日程第１２、認定第２号、日程第１３、認定第３号、日程第１４、認定第４号、日程第１５、認定第５号、日程第１６、認定第６号は関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、認定第１号 令和２年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書２９ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 認定第１号について、説明申し上げます。議案書の２９ページをお開きください。

認定第１号 令和２年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について。

令和２年度訓子府町一般会計歳入歳出決算を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものでございます。

令和２年度訓子府町一般会計歳入歳出決算につきましては、本年５月３１日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところですが、本年８月１０日付け文書をもって監査委員から別冊のとおり「令和２年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査の意見」をいただきました。

これを受け地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付すものでございます。

ここで、一般会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配布しております「令和２年度訓子府町各会計決算報告書」の１ページをご覧くださいと存じます。

この表は、会計別決算額の総括表であります。一般会計では、決算額（Ｂ）欄にありますように、歳入が前年度比較７億３，５５２万５，９７５円、１６．０％増の５３億２，２８７万３，６９３円、歳出は６億６，８５６万３，０５１円、１４．９％増の５１億４，５７９万７，２５５円となっております。

令和２年度につきましては、大型の建物の本体工事などがございましたが、ひとり１０万円を給付しました特別定額給付金事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しました事業の実施などに伴いまして増となっております。

なお、収支差引残額は前年度比較６，６９６万２，９２４円、６０．８％の増の１億７，７０７万６，４３８円となっております。

右の欄に内基金編入額を記載しておりますが、８千万円を財政調整基金に積み立てしており、残り９，７０７万６，４３８円を翌年度に繰り越すこととしておりますが、その中には、６月の定例会で報告させていただきました繰越明許費にかかる財源として３，３１１万８千円が含まれております。

なお、別冊で配布しております「令和２年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査意見書」につきましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきますが、予算の執行および財政運営は適正である旨、ご意見をいただいております。

以上、認定第１号 令和２年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について説明をさせていただきました。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、認定第２号 令和２年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書３０ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 認定第２号について、説明のほう申し上げます。議案書の３０ページをお開きください。

認定第２号 令和２年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和２年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものでございます。

令和２年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、本年５月３１日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところでございますが、本年８月１０日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「令和２年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査意見書」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

ここで、国民健康保険特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配布して

おります「令和２年度訓子府町各会計決算報告書」の１ページ、上から２段目の国民健康保険特別会計の欄をご覧くださいと存じます。

決算額（Ｂ）欄、歳入８億４，２０３万１，６１０円、歳出８億２，１２７万６，９４２円となっており、備考欄に記載のとおり収支差引残額２，０７５万４，６６８円のうち、２，０７５万４千円を財政調整基金に決算積立をし、残りの端数６６８円を翌年度へ繰り越してございます。

以上が令和２年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要でございます。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、認定第３号 令和２年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書３１ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 認定第３号について、説明申し上げます。議案書３１ページをお開きください。

認定第３号 令和２年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和２年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものでございます。

令和２年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、本年５月３１日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところでございますが、本年８月１０日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「令和２年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査意見書」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

ここで、後期高齢者医療特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配布しております「令和２年度訓子府町各会計決算報告書」の１ページ、上から３段目の後期高齢者医療特別会計の欄をご覧くださいと存じます。

決算額（Ｂ）欄、歳入９，２４８万９，９３３円、歳出９，２４８万２，８３３円で、備考欄に記載しているとおり、収支差引残額７，１００円を翌年度へ繰り越しております。

以上が令和２年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要でございます。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、認定第４号 令和２年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書３２ページです。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 認定第４号について、説明申し上げます。議案書の３２ページをお開きください。

認定第４号 令和２年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和２年度 訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算を、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものでございます。

令和２年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、本年５月３１日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところ

であります。本年8月10日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「令和2年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査意見書」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、介護保険特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配布しております「令和2年度訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から4段目の介護保険特別会計の欄をご覧くださいと存じます。

決算額（B）欄、歳入が5億9,254万8,209円、歳出5億8,076万4,328円となっており、備考欄に記載のとおり収支差引残額1,178万3,881円を翌年度へ全額繰り越してございます。

以上が令和2年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要でございます。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、認定第5号 令和2年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書33ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（渡辺克人君） 認定第5号についてご説明いたします。議案書33ページになります。

認定第5号 令和2年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和2年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき別冊のとおり認定に付するものであります。

令和2年度の歳入歳出決算につきましては本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で監査委員の審査に付したところ別冊のとおり「各会計歳入歳出決算審査意見書」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで下水道事業特別会計の決算の概要をご説明いたしますので、別冊で配布の「各会計決算報告書」の1ページをご覧ください。

下水道事業特別会計では、決算額（B）欄にありますように歳入歳出ともに4億847万4,648円と同額となっておりますが、これにつきましては、歳入の不足分を一般会計から繰り入れを行ったものとなっております。

以上、令和2年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、認定第6号 令和2年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書34ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（渡辺克人君） 認定6号についてご説明いたします。議案書34ページになります。

認定第6号 令和2年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

水道事業会計の決算に伴う剰余金の処分を地方公営企業法の規定に基づき別冊「水道事業決算書」5ページの剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて決算を別冊のとおり認定に付するものであります。

令和2年度の決算につきましては、本年3月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する

る書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところ監査委員から別冊のとおり「水道事業会計決算審査意見書」をいただきましたので、地方公営企業法の規定に基づき議会における剰余金の処分の議決とあわせて決算認定をお願いするものであります。

それでは、令和2年度の決算について、別冊で配布しております「水道事業決算書」で概要を説明させていただきます。

決算書の1ページをお開きください。

「収益的収入及び支出」の収入については「営業収益」「営業外収益」「特別利益」を合わせた「水道事業収益」の決算額は1億7,662万7,447円となります。

次に、支出につきましては「営業費用」「営業外費用」を合わせた「水道事業費」の決算額は消費税を含め1億2,454万5,759円となっております。

次に、2ページをお開きください。

「資本的収入及び支出」の収入については「企業債」「補助金」「補償金」を合わせた「資本的収入」の決算額は8,419万3,671円となります。

次に、支出につきましては「建設改良費」「企業債償還金」を合わせた「資本的支出」の決算額は、消費税を含め1億1,445万8,186円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する3,026万4,515円の補填につきましては、欄外の下に括弧書きで記載しておりますが、過年度分損益勘定留保資金と当該年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額で補填しております。

次に、3ページの損益計算書でございますが、これは一営業期間における企業の経営成績を示すもので、1ページの収益的収支の税抜き処理後の数値となります。

下から4段目にありますとおり当年度純利益は4,183万9,798円となり令和2年度は黒字決算であります。

次に、5ページをお開きください。

令和2年度訓子府町水道事業剰余金処分計算書（案）でございますが、令和2年度の決算において、純利益が生じたことから4,183万9,798円を企業債の償還に充てる減債積立金に全額を積み立て、あわせて定期預金3,500万円を資本金に組み入れるものでございます。

以上が令和2年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の概要でございます。ご審議の上、剰余金の処分のご決定および決算の認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 以上で、認定第1号から認定第6号までの一括議題の提案理由の説明が終わりました。

◎議事日程の変更

○議長（須河 徹君） ここで議事運営について、議会運営委員長および副議長と協議のために暫時休憩といたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時44分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長ならびに副議長と協議の結果、これより日程の順序を変更し、日程第11、認定第1号から日程第16、認定第6号までの一括議題の質疑および日程第19、報告第9号、日程第20、報告第10号、日程第21、報告第11号を先に審議したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第11、認定第1号から日程第16、認定第6号までの一括議題の質疑および日程第19、報告第9号、日程第20、報告第10号、日程第21、報告第11号を先に審議することに決定しました。

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号

○議長（須河 徹君） これより提案理由の説明が終わっております一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑をすることを許します。

最初に、認定第1号の質疑を許します。議案書29ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、認定第1号の質疑を終了いたします。

次に、認定第2号の質疑を許します。議案書30ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、認定第2号の質疑を終了いたします。

次に、認定第3号の質疑を許します。議案書31ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、認定第3号の質疑を終了いたします。

次に、認定第4号の質疑を許します。議案書32ページ。

ご質疑ありませんか。

9番、工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 1点だけちょっと質問をさせていただきたいんですが、この介護保険特別会計の関係で、収支差引残高の使途の問題ですけれども、基金積立という形ではなくて翌年度へ全額繰り越していくということの内容について説明をお願いできればよかったかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 国民健康保険の部分でいいですと国民健康保険の基金というのは財政調整基金という部分なんですけれども、介護保険の場合は財政調整基金という

位置付けじゃございませんので、全額翌年度へ繰り越すという形に、積み立てしないで繰り越すという形になってございます。一応、国民健康保険税とは財政調整基金の条例を制定してございますので、そういう形になってございます。でも介護保険の方にはそういった条例、制定しておりませんので、基金に全額積むのではなくて、一応、全額次年度へ繰り越すという形になってございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、認定第４号の質疑を終了いたします。

次に、認定第５号の質疑を許します。議案書３３ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、認定第５号の質疑を終了いたします。

次に、認定第６号の質疑を許します。議案書３４ページ。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、認定第６号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

認定第１号から認定第６号につきましては、訓子府町議会委員会条例第５条の規定に基づき、４人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

なお、審査については、議会の閉会中も行うことができるものといたします。

また、地方自治法第９８条第１項の規定に基づく検閲検査ができることにいたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は４人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

委員の選任については、訓子府町議会委員会条例第７条第４項の規定により、４番、仁木義人君、５番、西山由美子君、７番、泉倫美君、８番、谷口武彦君をそれぞれ指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました４人の諸君を決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

決算審査特別委員会開催のため、ここで１１時１５分まで休憩といたします。

休憩 午前１０時 ５１分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を継続いたします。

休憩中に決算審査特別委員会を開き、正副委員長および審査期間が決定いたしましたので、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（山内啓伸君） それでは、ご報告いたします。

委員長に仁木委員、副委員長に谷口委員と決定いたしました。

また、審査期間は、令和 3 年 1 月 1 日月曜日から、1 月 8 日月曜日までの土日、祝日を除く 5 日間と決定いたしました。

以上です。

◎報告第 9 号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第 19、報告第 9 号 令和 2 年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率についてを議題といたします。議案書 37 ページです。

提出者からの報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 報告第 9 号について、ご報告申し上げます。議案書の 37 ページをお開きください。

報告第 9 号 令和 2 年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について。

令和 2 年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項および第 22 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり報告するものでございます。

財政健全化及び経営健全化の比率につきましては、8 月 3 日に監査委員による関係調査の審査を受け、8 月 10 日付で、適正に把握・算出されている旨のご意見をいただきましたので、その意見を付し報告するものでございます。

それでは、記以下の一覧に従い、各比率の説明をさせていただきます。

まず、1. 財政健全化の比率についてであります。①の実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支が黒字でありますので赤字比率は発生しておりません。従いまして「ハイフン」表示としております。

次に、②の連結実質赤字比率につきましては、一般会計および特別会計である国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計のそれぞれについて、実質収支が黒字であります。また、水道事業会計と下水道事業特別会計における資金不足も発生しておりませんので、赤字比率は発生しておりません。従いまして、この比率についても「ハイフン」表示としております。

次に、③の実質公債費比率につきましては、早期健全化基準の 25%を下回る 6.2%で昨年度の 6.2%と同率となっております。

なお、実質公債費比率につきましては、実質の公債費を分子に、通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示す標準財政規模等を分母において算定し、過去 3 か年の平均の比率となりますが、令和元年度と比べ実質の公債費が約 200 万円増加いたしました。標準財政規模等も約 1 億 3,400 万円増加したことから単年度で見ますと 0.3%の減

となっております。

参考までに、単年度の比率でみますと、平成30年度6.0%、令和元年度は6.6%、令和2年度は6.3%となっております。

次に、将来負担比率につきましては、地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額のそれぞれに充当可能な財源が20億5,700万円上回ったことにより、将来負担比率が発生しておりませんので「ハイフン」表示としております。

2の経営健全化の比率につきましては、公営企業に分類されます下水道事業特別会計と水道事業会計の資金不足の比率となっております。

この資金不足につきましては、先ほど、連結実質赤字比率のところで説明したとおり①の下水道会計につきましては、収支不足額を一般会計繰出金で補填している関係上、資金不足は出てきておりませんし、②の水道事業会計につきましても流動資産が流動負債を上回っており、資金不足は発生しておりませんので、それぞれ「ハイフン」表示としております。

次に、3の「監査委員の令和2年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の審査意見」についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項において、財政健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の審査意見を付し、議会に報告することが規定されております。

別紙として、次のページ以降、審査意見の写しを添付しておりますが、これについてはご覧いただくこととし、説明は省略をさせていただきます。

以上、報告第9号 令和2年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について、報告をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（須河 徹君） 以上で本報告を終わります。

◎報告第10号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第20、報告第10号 財政的援助団体の監査結果報告についてを議題といたします。議案書43ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（山内啓伸君） 議案書の43ページをお開き願います。

報告第10号 財政的援助団体の監査結果報告について。

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体の監査について、監査委員から別紙のとおり報告があった。

令和3年9月14日提出

訓子府町議会議長 須河 徹

次のページの44ページをご覧いただきたいと思います。

令和3年8月10日

訓子府町議会議長 須河 徹 様

訓子府町監査委員 平 塚 晴 康

訓子府町監査委員 河 端 芳 恵

令和2年度財政的援助団体の監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体の監査結果について、次のとおり報告します。

記

- 1 監査実施団体名 訓子府町乳牛検定組合
- 2 監査実施年月日 令和3年8月4日
- 3 財政的援助種目 乳牛検定事業推進費補助金
補助金額 1,900,000円
- 4 監査の結果 補助金に関する事務について、適正に執行されていることを認めます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上で本報告を終わります。

◎報告第11号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第21、報告第11号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書45ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（山内啓伸君） 議案書の45ページをお開き願います。

報告第11号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

令和3年9月14日提出

訓子府町議会議長 須 河 徹

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和3年7月12日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須 河 徹 様

令和3年7月12日

訓子府町監査委員 平 塚 晴 康

訓子府町監査委員 河 端 芳 恵

次の46ページ、47ページにつきましては、説明を省略させていただきまして、48ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和3年8月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める

訓子府町議会議長 須 河 徹 様

令和3年8月10日

訓子府町監査委員 平 塚 晴 康

訓子府町監査委員 河 端 芳 恵

次のページの４９ページ、５０ページにつきましても同様に説明を省略させていただきます。

続きまして、本日追加で配布させていただきました９月分の出納検査結果報告についてご説明を申し上げます。５１ページでございます。

出納検査結果報告

地方自治法第２３５条の２第１項による例月出納検査を、令和３年９月１０日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

１．出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須 河 徹 様

令和３年９月１０日

訓子府町監査委員 平 塚 晴 康

訓子府町監査委員 河 端 芳 恵

次の５２ページ、５３ページにつきましても、先ほどと同様に説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上で本報告を終わります。

ここで、先ほど工藤議員からの認定第４号の質問に対して答弁の補足の申し入れがありましたので、発言を許します。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 先ほど休憩前にありました工藤議員の質問に対して補足説明というか再説明させていただきます。

一般会計と特別会計の国保会計につきましては、財政調整基金という基金でございます。こちらにつきましては、毎年度、各会計の歳計剰余金が発生した場合、２分の１以上決算積立をするという規定になってございます。介護保険の基金につきましては、こちら今回、８期の計画の時の被保険者の方々の保険料の抑制をするための基金として積み立てというお金をもっている部分でありまして、今回、介護保険の収支につきまして、今回１，１００万ほどありますけども、こちらは次年度への国ですとか支払基金等への返還金ということになりますので、全額、次年度へ繰り越ししまして、今年度にお返しするというものになってございます。

○議長（須河 徹君） ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は１時から一般質問を行いますので、ご参集願います。

休憩 午前１１時２８分

再開 午後 １時００分

○議長（須河 徹君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

◎一般質問

○議長（須河 徹君） 日程第17、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

9番、工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 9番、工藤です。ただいまより、一般質問を質問通告書に従いまして質問させていただきます。

このたびは二つの大きな項目で質問をしていきたいと思います。

まず一つ目であります。

こども園、小中学校等における新型コロナウイルス感染予防についてという質問であります。

新型コロナウイルス感染の状況が、感染力がより高いデルタ株が主流となる中で、これまで感染しにくいとされていた子どもへの感染が全国的にも急増しています。こども園の感染拡大は子育て世代に大きな影響を与えることにもなります。

感染対策を今一度確認し、感染防止に向けた対応が求められると考えます。

よって、次の点について伺います。

一つ、こども園や児童センター、各学校に児童生徒・教職員に向けた「抗原検査キット」が必要ないか。

二つ目です。教室では空気感染（エアロゾル感染）への注意が特に大事といわれていますが、教室内の換気の対応は十分なされていますか。また家庭の経済的負担軽減のため一定程度子ども用マスクの用意はできないかということでもあります。

以上、教育長に質問をいたします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「こども園、小中学校等における新型コロナウイルス感染予防について」2点のお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症については、デルタ株への置き換わりが進む中、全国的に新規感染者が急速に増加し、特に学齢期の子どもたちへの感染が広がっております。

こうした中で、学校における基本的な感染予防対策は、変異株であるデルタ株であっても密集・密接・密閉の三つの条件が重ならない「三密」の回避、マスクの適切な着用、手洗いなどが有効とされており、衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」の内容に従った感染対策に基づきながら、学校内での感染拡大を避けるためにあらためて対策の徹底を図っているところです。

1点目に「こども園や児童センター、各学校に児童生徒・教職員に向けた『抗原検査キット』が必要ないか」についてのお尋ねがございました。

国においては、新型コロナウイルス感染症のクラスターの大規模化や、医療のひっ迫を防ぐ観点から、各幼稚園、小中学校に対して新型コロナウイルス感染症に関する抗原検査を迅速かつ簡易に実施するための検査キットを全国の希望する市町村に無償で配布することとなりました。

抗原簡易キットは、基本的に教職員が使用することを想定し、児童生徒についても帰宅することが困難な場合や地域の事情などを考慮して補完的な対応として、小学4年生以上の児童生徒が使用することを認めております。

本町においては、国からの抗原簡易キットをこども園、各小中学校に配布し活用を図りながら感染予防に努めてまいります。

次に、2点目に「教室では空気感染（エアロゾル感染）への注意が特に大事といわれていますが、教室内の換気の対応は十分か。また、家庭の経済的負担軽減のため一定程度子ども用マスクの用意はできないか」についてのお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症では、換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話が発生する密接場所という三つの重なる場で、集団感染のリスクが高まるといわれており、それぞれの密をできるだけ避けることが望ましいとされております。

学校の教室においては、換気は感染防止の観点から重要であり、こども園、各小中学校においては窓開け等による自然換気と新型コロナウイルス関連対策予算措置により新たに購入し充実させた天井扇、扇風機、さらにはスポットクーラーなどの冷風機、空気清浄機などを併用し、こまめな換気を行いながら教室内の密閉回避を図り、感染予防対策に努めているところです。

また、これまでに本町といたしましては、昨年実施した児童扶養手当の支給を受けている方を対象とした「ひとり親世帯臨時特別給付金」や、今年実施している「子育て世帯生活支援給付金」などを実施し、マスクをはじめとした感染予防用品を含め、家庭での経済的な負担増加への支援に努めているところです。

学校などにおけるマスクについては基本的には家庭で用意していただいておりますが、各学校などでマスクを用意して、マスクの必要な子どもたちに配布するなどしており、今後も子どもたちのマスクを常備しながら子どもたちの健康や安全確保に努めてまいります。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 今、回答していただいた訳でありますけれども、若干でありますけれども数点、再質問ということで質問させていただきたいと思います。

まずはじめに、この質問通告書を作る段階から見ると、コロナの感染者数の減少ということが、本当にこう短期間で減少してきているという状況にありまして、本当にこのまま減少が続いて、みんなが安心して、いわゆる従来の日常に戻るようなことがあれば本当にいいなというところではありますけれども、そういう中にあっても、やはりまだこれから本当にどう出るかわからないという、一方でそういう心配もありますので、ぜひ、学校における、いわゆる子どもたちにおける感染の対応については、今一度やっぱり考えておくことも、いくら数がこう少なく減少してきているとはいえ、大事なかなというふうに思っていますので、その点でちょっと質問をさせていただきたいと思います。

まずはじめにでありますけれども、ちょっと古い話になりますけれども、第1回の臨時会の時に本町でもPCR検査キットというものを準備しております。この検査キットの利用状況というふうなものがどのようになっていたのか、特に、子どもに関係する部分でいきますと、こども園を含めて学校関係の利用というのはあったのかどうか。まず先にそれ

をちょっとお聞きしたいと思います。いいですか、ごめんなさいね、回答の相手が本当は町長というふうにすべきだったのかもしれませんが。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 第1回の臨時議会の方で予算措置させていただきましたPCR検査キットなんですけども、教育関係機関につきましては、こども園の先生方に対して使用を毎月しております。それ以外の教育機関については、今のところは使用はありません。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） それでは、PCR検査キット、今お答えがありましたように、こども園については、いわゆる職員の方に使ってきたという経過はありましたけれども、学校関係、小学校、中学校関係では、そういうことはなかったというふうに捉えてよろしいですね。そういう中であって、これからどうするかということになりますと、やはりこれは国の方でも小中学校の問題も含めて、抗原検査キットというのか、いわゆるPCR検査キットをとすることはいわれていますので、ぜひそういう部分での、本当にこう使ってもらえるような、そういう状況をやはり促すというか、そういう部分が必要にやっぱりよくなってくるのかなというふうな思いがしているところであります。特に、その中で考えなきゃいけないのは、教職員の方については自分たちでできる範囲でありますからいいんですが、問題は子どもさん、特に10歳以降、12歳とか、そういう一定の年齢に達してからということになれば、それであっても非常にこう難しい、自分で自主的に学校でやるなんてことには、なかなかならないと思いますので、そういった部分の対応なんかはどのように考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、子どもたちの検査についてのお尋ねがあったと思います。なかなかこう子どもたち、慣れないのがありますが、今、国の方でこう配布される予定のものをですね、実は鼻に入れるような形です。これなかなかこう自分でやるとなると難しいということ、国からのいろいろな文章の中でも、教職員が協力をしながらやってくださいということですが、なかなかこう本人たちの同意も含めてですね、家族の同意も含めてということですので、ちょっとこう状況的にはこれからなので、今何とも言えない状況ですが、実際やってみると難しいことはたくさんあるのかなと思っております。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 確かに自分ながらも考えて、いやこれはなかなか学校で対応するということは、基本的には先生方をお願いすることにもなるかもしれませんが、いわゆるそのキットを使う、その採取する場所だとか、そういう環境の問題含めると本当にどうなのかなという心配もない訳ではないと思いますのでね、そういう部分については、思いきって家庭でやっていただけるような、家庭の協力も、保護者の協力も得ながらやれるような仕組みというのはできないのかどうかもやっぱり考えていかなきゃいけないのかなというふうな気がしてんですが、その辺はどうでしょうかね。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず、子どもに関する、教職員もそうなんですけど、今、徹底させているのが感染予防の観点から発熱もなくとも風邪症状の場合は同居家族も含めて、

そういう症状がある場合については学校を休養していただきたいということをまず対策としてとっているということで、今回の抗原検査キットについては、応急的な部分に、例えば学校に来て容態が急変するとかというところで、その辺のとの対応として抗原検査キットを用意しながら、それに対応するというような取り組みをしようとしているところでございます。それで、いずれにしても、いろんな対策については家庭との協力が必要不可欠ですんで、それらも含めて今後の予防対策を総合的に考えながら対策について取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 本当に私もそのように思っていたところです。それでも、本当に少しでも学校に登校する前に調子の悪いとか、ちょっと何か問題ありそうだなと子どもが訴えた時には遠慮なく学校を休むと、休んでもらうと。そしてできれば医療に連れて行ってほしいと、診てもらえるような、そういうものを積極的に教育委員会としても、あるいは学校としても保護者の方たちに案内することも本当に必要になるんでないかなというふうに思っていたところであります。だからぜひそういう方向で、今、教育長が答弁された方向で今後に向けて進めていただければいいかなというふうに思っているところです。

それと、この検査キットの関係でいけば、そのようなことになりますけれども、まずこの子どもの感染というのはやっぱり第一に家庭内感染からその原因というか、そこに大きな要素があるような気がしますのでね、教育委員会としても、あらためて保護者の方たちにこの子どもの感染を防ぐ意味からも、あるいはまた子どもの感染がその家庭のさまざまな面において大変な大きな負担というか、影響を与えるものになるということを各家庭に、保護者の方たちにあらためて案内をするとか、訴えるとか、そういうものというのが必要になる、今言った検査の問題も含めて、病院にということも含めて出されてはどうかというふうに思っていたところでありますけれども、その辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 先ほど申し上げたように感染予防の観点から家庭との協力が必要でありますし、これまでもいろんな場面で教育委員会としては各家庭の協力依頼ということでリーフレットやパンフ、さらには学校は学校だよりで毎月のようにそのような状況を出したり、さらには緊急事態宣言が延長されるごとに家庭での感染予防の部分も周知しながら行っているところでありますので、それらも含めて今後、適宜に取り組みについてやっていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） ぜひ、そういう方向で進めていただければいいかなと思います。本当にいろんな北見の話なんかも聞きますと、本当にこの子どもたちの感染によって、家庭がガラッと変わるといえるのか、いわゆる保護者の働く問題も含め、本当に大変だということ。それともう一つはやっぱりクラスターという問題も含めて、想像以上のものが大人になる以上に大変だという話も聞かされました。だからそういう面では、今、先ほど前段で言いましたけれども、どんどんこう減少してきて、もう少し頑張れば何とかかなるかなという、気を抜かない、やっぱりそういう訴えをしていくことが大事かなというふうに思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

それともう一つ、空気感染、このエアロゾル感染の問題について、これも臨時議会で、

答弁書の中にもありますように、空気清浄機だとかさまざまな器具を予算化して実施されていますけれども、本当にある人に聞きますと、やっぱり学校で一番大事なのは、やっぱり換気というか、空気の循環というか、これに勝るものはないような話も聞いていますので、今の用意したもので十分各施設も含め、あるいは学校の教室も含め、間に合うようなことになっていますか。その辺ちょっと伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、空気清浄機等の、いわゆる今回いろんな補正予算で予算を確保させていただきました器具類ですが、十分、普通教室以外にも特別教室も含めてですね、配置しているような形でやっております。これから特に秋から冬にかけては乾燥時期でございますので、なかなか冬期間、窓をずっと開けるということにはならないですが、休み時間など開けてですね、いろんな器具も天井扇等も使いながらですね、換気に十分関わっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 学校等におけるコロナの感染防止についてはもうこれで終わりたいと思いますけれども、本当に何としてでも子どもにだけは、特に気を付けてやっていただけることが本当にこれから重要になってくるのかなというふうな思いもしますので、ぜひ、もう一つ言えば、いわゆるインフルエンザとの問題もありますので、この辺の見極めも含めて、いろいろ難しい問題等々も出てこないとも限りませんので、ぜひ細心の注意を含めて対応をお願いしたいということであります。

二つ目の大きな項目の質問にいきますけれども、その前に教育長の方で全体としてあればお答えいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 特に本当に集団活動の場である学校において感染が拡大することが非常に懸念されているところでございます。先ほど来言っていますように、教育委員会は学校と家庭とも連携を図り情報を共有しながら、子どもたちの健康と安全、そして子どもたちの学びや育ちの保障を環境づくりに努めてまいりたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） それでは、二つ目の質問に入っていきたいと思います。

これは町長に答弁をいただきたいと思います。

中小企業の振興についてということです。

「若い力で商工業に活気を」ということで平成28年4月から運用が開始された「訓子府町商工業就労助成金」と「訓子府町商工業後継者育成助成金」という制度があります。

この制度の趣旨・目的などについては評価するものではありませんが、次の点について考えを伺います。

まず一つ目ですが、これまでの実績についてお伺いをいたします。

二つ目ですが、これまでの事業実施から見える課題はなかったのか。これについて伺います。

三つ目です。今後この事業を継続していく上で要綱の見直しも含めて制度の内容を検討する考えはないか。

以上、三つについて伺います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「中小企業の振興について」３点のお尋ねがございましたのでお答えいたします。

１点目に「これまでの実績について伺いたい」とのお尋ねがございました。

「訓子府町商工業就労助成金」および「訓子府町商工業後継者育成助成金」については、平成２８年度に事業化され、実績は「訓子府町商工業就労助成金」が平成２９年度に事業者および新規学卒者がそれぞれ１件、「訓子府町商工業後継者育成助成金」が平成２９年度および令和元年度にそれぞれ１件となっております。

２点目に「これまでの事業実施から見える課題はないのか」とのお尋ねがございました。

課題については、申請件数が少ないことですが、潜在的な対象者はいると思われ、どちらの制度も応募者が少ないものの商工業の活性化や雇用促進などにとって必要な施策であると考えております。

３点目に「今後この事業を継続していく上で、要綱の見直しも含めて制度の内容を検討する考えはないか伺いたい」とのお尋ねがございました。

２点目で回答しましたとおり申請件数は少ないですが、どちらの制度も毎年度商工会から存続の要請もされており、商工業の振興を図る上で重要であると考えております。要綱についても現在の状況に合わせて一部見直しを必要とする部分はありますが、基本となる部分は現状を維持してまいりたいと考えております。

申請件数が少ない要因として、申請手続きの煩雑さや理解不足などが考えられるため、関係機関と協議の上、申請手続きの簡素化や周知の強化を図っていきたいと考えております。

以上、お尋ねのございました３点について、お答えしましたのでご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○９番（工藤弘喜君） それでは、何点かについて再質問をさせていただきます。

今、一答目で３点について回答いただいた訳でありますけれども、自分自身もこの助成金制度、いわゆる振興策としてのこの制度は本当によかったなというふうに思っていたところです。しかし、いかんせんこう例えば所管事務調査の中でもちょっとあったんですが、せっかくこういう形を用意してもいわゆる利用件数が少ないという、これはやっぱり訓子府特有のと言ったらいいか、訓子府が今抱えている商工業者、事業者の方々との、そういう実態の問題もやっぱりその反映としてあるのかなというふうに思いますが、そういった点で考えてみますと、これまで事業実施にあたって、回答の中にもありましたけれども、これまで事業実施にあたって商工会、あるいは各事業者のところに、この制度、出発する時に必ずこう行ってＰＲというか、こういうことですよ、どうですかという、お話をされているというふうには聞いてはいるんですが、そういう中で具体的に意見というか、要望というか、そういったものは本当になかったのかどうか、ちょっとお伺いをしたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） はじまった当初ですと、周知して商工会員

からも意見を聞いているということになりますけども、町長の答弁にもありましたとおり事業所自体もちょっと理解が、説明が不足している部分もあるかと思うんですけども、理解がちょっと不足している部分もありますし、あと手続きの煩雑さ、いろいろこう書類出してもらったりとかもありますので、その手続きの煩雑さも申請件数少ない、潜在的には対象者いらっしゃるかと思うんですけども、原因ではないかと思っておりますので、その部分については、商工会も通して手続きの簡素化や周知の強化は今後も十分図っていきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 今、答弁がありましたけども、いろいろこうPRなり説明をする段階の中でも、言ってみれば、こういうふうに潜在的な利用者というか活用していただける方たちがいるのではないかということと同時に、その反面、いわゆる申請の煩雑さということも言われましたけども、確かに自分自身も、そういうこの制度の中身をちょっと見た時には、なかなかこれは本当に大変な、簡単にはいかないのかなというふうには思いました。もう一つは、この制度そのものの煩雑さというか、わかりやすくはなかなかないなという。例えば、商工業就労助成金の関係なんかも丁寧には書いてありますけれども、非常にこう読めば読むほど何だかよくわからなくなるような、そういう部分も無きにしもあらずなのかなというふうには思ったところです。だからそういう部分の見直しも含めて、さらにもう一つちょっと後で、もうちょっと後というか、今でもいいんですが、提案のような形にもなりますけれども、ちょっと変えるべきところ、いわゆる本町の商工業の実態に即した、そういうものにしていくことも必要になってこないのかなというふうには思ったところです。正直なところ。だからそういう部分でいきますと、今一度検討を抜本的な部分も含めてお願いできないかなというところであります。そうすることによって、申請者もよりやっぱ、申請者はいわゆる申し込みの人を増やさなきゃいけない訳で、そういう部分でいけば、そういう観点に立って見直しをしていかなきゃいけないんでないかなというふうには思っていたところです。それで、ちょっと前置きが長くなりましたが、個別、具体的に1、2、ちょっと挙げさせていただきたいんですが、商工業後継者育成助成金の関係ですね、まず一つは。この商工業者育成助成金の関係でいきますと、この要件といたしますか、実は私たち議会も昨年の11月に商工業の青年の方たちとちょっと懇談を議会としてやりました。商工業だけじゃなくて農協青年部だとか、あるいは青年団というのかな、そういう部分も含めて、3団体との協議をしたんですが、その中で商工青年の方々から出たのは、一つはやっぱり、こういう祝い金のようなものもいいんだと思うんですが、これで話が、議論した訳ではないんですが、特に住むところ、住居の問題。これが結構ね出たんですよ。特に自分たちがある一定程度こう、みんな後継者の方たちですが、一定程度年数たって、自分も結婚すると。そして家族も増えるといった時の住居がなかなかない。住むところがないという問題。これに対しての、やっぱり支援というのはないのかなということと、もう一つは、もっと言えば、住居費に対する支援のようなもの、いわゆる居住費に対する支援のようなもの、もうちょっとこの3年とか5年のスパンぐらいでやれるようなものがあれば、もうちょっとこう使い勝手がいいのかなというか、喜んで申請もできるのかなというふうなちょっと思いもして聞かせていただいたんですが、そういった点の考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） まず制度の要件というか、複雑だということでのお話だったかと思えますけども、私もこれ実際ここ担当してから、要綱見たら、大元になる部分はこうなんですけど、細かく見てくと、なかなかちょっとわかりづらい部分もあるなというのは感じてたところですよ。それらも含めて、あらためて見直しは行いたいと考えております。よりわかりやすいように。それからあと例えば要件もこれほぼここで網羅されているかなと思うんですけど、例えば年齢要件でいったら45歳以下とかっていうことであるんですけども、たまたま私、知り合いいたら、後継ぎで帰ってくるということで、私の同じ年の人が帰ってくるということであって、それでいくと53歳になってしまうんですけど、後継として帰ってくる部分は一定程度年齢制限も必要かと思えますけども、場合によっては、そういう場合も対象にするかどうかの検討はしていきたいと考えております。

あと住む場所については、非常に難しい問題だと思うんですけど、今、空き家バンクやっていると、意外と若い人が家を求めている場合も問い合わせはあります。その辺については、空き家バンクの方でもちょっと考えていかなきゃならない部分ですけども、住宅費の補助とかというのが実際には、例えばだったと思うんですけども、それが必要かどうかというところはあらためてちょっと考えていきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 住宅、住むところの問題でいけば、これは誤解もあるんだと思いますけれども、そういう公営住宅、いわゆる町営住宅が空いているのになんで入れないんだろう、いわゆる収入要件とかいろいろありますから、そう単純にはいかないんですけれども、やっぱりそういう部分も含めて、そして一軒家だとなかなかちょっと重いと。一軒家を買ってどうするこうするというのは、やっぱり重いなという考え方の人たちもいまして、だからそういう部分でどういうあり方がいいのかも含めて、ちょっとは時間がかかるかもしれませんが、話を、特に若い人たちには聞いていただきたいというふうに思っています。それともう一つ、課長の方から先に話があったんですが、45歳についても聞いてまして、これ45を超えたらやっぱり駄目かという話を聞いてたんで、それについては今言われましたので、答弁がありましたので、ぜひそこら辺のことも見直しも含めてあってもいいのかなというふうに思いました。そういうことですが、もう1点、これは就労助成金制度の中の、いわゆる新規学卒者等の問題であります。ここの中の要件としては、訓子府町出身者の新規学卒者としての規定が大きいんだと思うんですよ。これが果たして、その人も含めて、訓子府の出身の人も含めて、北見だとか、近郊からね、近郊じゃなくてもいいですが、訓子府で働きたい。例えば石灰さんもある、機工さんもある。いろんな形であるところに働きたいといった時に訓子府出身だけにということが、しほりかけたのが本当にいいのかどうか。特に少しでも人口を増やしていきたいとか、住んでもらう人を増やしたいということであれば、やっぱり町内に限定する必要はないんじゃないかなというふうに思うんですが、この辺の要綱の見直しなんかについてはいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 今、就労助成金の部分で新規学卒者のということだったんですけども、もともとは就労助成金で事業所に助成してできる限りとして

いただきたいということで、それと合わせて町内の出身者の新規学卒者を出すということで、当初は訓子府出身で、なおかつ訓子府に就職した人を応援しようということでのことだったと思いますけども、工藤議員おっしゃられるとおり、今時点でそういう方も少なくなっている部分もありますし、より雇用として多く訓子府町内に住んでもらって雇用を増やしていこうという部分では、これをはずしてもいいかなという私の思っている部分はありますので、その辺も含めて考えていきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 特に気になるのはやはり、これだけ人口として5千人を切って、そして4千数百人になってきて、人口を増やさなきゃいけない。いろんな形をとろうとしている時に、やっぱり特に商工業の若い人たちから聞くのも、本当に子育ての問題も含めて、いろいろと、確かに買い物の問題で言えば、ちょっと不便だなというのは率直なことを言われましたが、それだって、そういう子育ての問題等々含めての良さをここで享受しようと思えば、買い物は北見へ行ってちょっと買ってきてもいいかなと。そういうふうな人もいない訳じゃないんですよ。やっぱりそこに訓子府に住むということからいけば、住んでもらうということからいけば、別に訓子府出身者に限らず、大いに受け入れていくと。そこに対しても助成金というか、そういうもので歓迎をするという仕組みをやっぱりつくって、大々的にアピールをしていくと。それがやっぱり結果として訓子府にある事業者の方たちのためにもなるのかなという、多様な能力のある人たちをどんどん来てもらうような、そういうものにしていける仕組みというのは必要になってくるんでないかなということで質問させていただきました。ぜひ、今、課長の方からもこちら辺も含めた検討をというような話もありましたので、ぜひ前に進めていただきたいなというふうに思いますが、最後になりますけれども、もう一つ言われたのは、農業者には結構あるねという、そういう助成制度というか手立て。言われるんですよ。やっぱり商工業に対してはなかなか、さっき言ったようにわかりづらいし、これだというインパクトがなかなか見えてこない。例えば農業者の新規就農というのは国の制度もあるから、ああいうふうにしてあるんだろうけれども、それにプラスアルファ訓子府としてやっていることがありますので、そういうものに対するうらやましいなという、そういうふうなお話もありましたので、ぜひそこにも引けを取らないというか、同じような思いを、喜んでもらえるようなもの、そういったものをぜひこれを機に検討していけばいいかなというふうに思いますが、最後に町長の方からこの点についての、いわゆる商工業の振興に向けた取り組み、特に若者に対する取り組みについて、考えがあればお伺いをいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 実はこの制度をつくる時にも相当いろんな角度から吟味させていただいたというのがあります。

一つは農業後継者にこういうのを例えば20万なり出しているのに、商業後継者に何もしないということがいいのかということで、これは町長の決断でした。その点でいくと、まずはつくったものの実際には実績が2件ほどないという点では見直しが必要だということとは議員指摘のとおりだなというふうに思います。

ただ、何点か私は検討しなきゃならないことがあるというふうに思います。国の制度が1点目です。これは今回、新規就農者の後継に対する100万円の補助が後継者1人当た

りに出ました。そのうちの50万は国、あとの50万は市町村です。今度は1千万を限度として融資をするという制度が農水省は出そうとしています。先般の自民党の移動政調会でも厳しく言いましたけれども、この政策の決定に北海道が入っていないというのは何だと。道府県の負担も求めないということの問題点があるんじゃないかと。それからもう1点は、地方自治体に意見を求めないでこういう政策を国が農水省あたりが出してくるということ自体がいかげんなものかということで。関連して商工業の後継者に対するこういう施策というのはないんですよ、ほとんど。ですから、うちの町としては、この商業後継者、あるいは雇った雇い主のものに対しても補助金を同じように出すんだということですけども、農業後継者は毎年5名ずつほど後継が帰ってきています。ところがもうご存じのとおり商店街は今、お店屋さんで雇うという環境にないんですよ。こうした時にこの制度が本当にこういうやり方でいいかどうかという、まずね、働いている従業員いないですよ、商工業の中に。これでこの事業を役立てようと思っても確かにご指摘のとおり無理かもしれない。それから制度設定の時に農協の新卒者どうするか。役場に新しく入った人に金出すか。こういったことも含めてきちんと整理しないと単純にお店屋さんだけとかね、それから民間会社のことを北見から通っている子たちに対する支援が妥当なのかどうかという議論はあらためてもう1回しなきゃならないなというふうに私は思っています。

それから、さらにこの間の福祉の商品券の問題です。

色違いが駄目だということで商工出身のというよりも、生業としている議員の方から反対意見が出ました。私どもは商工会の事務局と話し合いをしています。彼らも含めて本当に議員たちが議会が若者たちの意見を聞いている意見を日常的に事務局がちゃんと努力しているかということも含めて、これは我々も含めてです。こういったことでないと商工業の意見がなかなか浸透してこないということもありますから、事務局も含めてですね、商工会幹部、我々も含めてですね、一緒になってやっぱり考えていかないと本当の声を吸収するということをね、ちゃんとしていかないと僕は駄目だというふうに思っています。あらためてこれは坂井室長が商店の息子ですから、よくわかっていると言えればそれまでなんです、あらためてもっと実態の実態を把握するような状況を職員もあげてつくっていくということがやっぱり3点目にあるんじゃないかなというふうに思います。

それから住宅問題です。これも職員の住宅手当は今最大で2万7千円出るんですよ。住宅建てて5万円の住居費で2万7千円の金が役場職員の住宅手当で出る。だから入れるんですよ。しかし一般的に何のそういったものがない職種に対しては、なかなか5万円の入居費に入るというのは大変難しい状況あります。それを商工業者や一般の人も含めて、あるいは農家の息子たちも含めて、こういう住宅の手当に対する補助がね、本当に必要かどうかということを含めてですね、これもやっぱり検討していかなきゃならないと。その点でいくと、政策がですね、この人口減少と今のまちの実態の中で適正な状況になっているかどうかということの精査も含めて、やっぱり私はね、根本的な見直しや検討をした上でですね、新たな再生をですね、今、議員からも指摘あったし、坂井室長からも出てるような意見も含めてですね、町として前向きに積極的な展開をする時期に来ているんじゃないかなと思います。その時には、やっぱり商工会の、これは青年部も今度集めてやらなきゃならないのかね、あるいは商工会三役も含めてですね、きちんと話をしながら、生きた制度になるようにですね、努力していきたいと考えているところで、ご理解賜りた

いと思います。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君。5分です。

○9番（工藤弘喜君） 質問はもうありません。ぜひ、今、町長が言われたような方向で、まずは実態を商工会青年部は本当にいい人たちがたくさんいて、いろんなことを考えて心配もして将来を考えてるなという懇談会でもわかりました。やっぱりそういう部分の声をしっかりと受け止めた施策にするということもやっぱりこれから、これだけ人口減少、あるいは商工会活気がないとか、いろんなことが言われている中のやっぱりそこがやっぱり希望のところではないかなというふうに思いますので、ぜひ話し合い、意見交換進めていただいて、前に進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 9番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

ここで午後2時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 2時00分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、8番、谷口武彦君の発言を許します。

8番、谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 8番、谷口です。通告書に従いまして一般質問の方をさせていただきます。

町民の生命や財産を守るためのまちづくりについてということで、コロナ禍の昨今、児童や高齢者の虐待などのニュースが取り上げられています。

また、ここ数年、孤独死を迎えられる方も増えてきており、地域の見守りや声かけ運動などを検討しなければならないと考えます。

さらには、孤独死や高齢の方が亡くなった場合など、所有者が不明、相続放棄などの住宅が増えてきているのが現状です。それらの課題を踏まえて、次の点について伺います。

一つ目です。本町でも、児童福祉法に基づく、要保護児童対策地域協議会、地域ケア会議として高齢者虐待防止ネットワーク部会を設置していますが、現在の活動の状況は。

二つ目といたしまして、一人暮らしの方が孤独死とならないよう町としてどのような対策を行っているのか。

三つ目といたしまして、所有者不明な住宅も含め、老朽化などで危険な住宅の把握や今後の対策は。

以上、町長にご質問いたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町民の生命や財産を守るためのまちづくりについて」3点のお尋ねをいただきました。

1点目に「本町でも児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会、地域ケア会議として高齢者虐待防止ネットワーク部会を設置していますが、現在の活動状況は」とのお尋ねがございました。

要保護児童対策地域協議会は、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する情報交換や支援内容に関する協議を行っています。協議会には、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議が設置されており、代表者会議は年に1回程度、各関係機関や団体の代表者と実務担当者で総括的な協議を行っています。

要保護児童の対象は、虐待の案件や非行、不登校、ヤングケアラー、特定妊婦などで、ほとんどが児童相談所、警察、医療機関、学校等からの相談、通報、通告によるもので、案件の状況に応じて、事例に関わる関係者間での情報共有、支援方針や役割について、実務者会議や個別ケース会議で協議し、児童や保護者等に対して適切な支援を行っています。

協議会の活動状況につきましては、令和元年度が3件の案件、個別ケース会議を2回、実務者会議を4回開催、令和2年度は2件で個別ケース会議・実務者会議をそれぞれ2回、本年度はこれまでに案件が1件、実務者会議を1回開催しているところでございます。

次に、高齢者虐待防止ネットワーク部会は、地域支援事業の一つとして、虐待の防止および早期発見のための事業、被保険者の権利擁護に必要な援助を行うための事業実施が義務付けられており、地域の課題等の解決に向け協議・検討するための地域ケア会議の中の専門部会の一つとして設置しています。部会では、地域における高齢者の虐待防止に向けて関係する職種と連携を図りながら、早期発見や未然防止対策の検討、関係機関の事業や相談活動を通じて虐待を受けている、または虐待を受けるおそれのあるケースの早期発見に取り組み、それらの対応や支援内容について検討しています。ここ10年以上、部会を開催した実績はありませんが、被保険者個々の支援内容を検討する個別ケース検討会議の中で、虐待と疑われる案件の対応や支援内容などについて関係者と協議・検討していますし、各事業所での虐待ケースに対する対処法や支援内容、再発防止等についての意見交換をするなど、資質向上にも努めているところです。

2点目に「一人暮らしの方が孤独死とならないよう町としてどのような対策を行っているか」とのお尋ねがございました。

本町では、8月に地域や近所でのお付き合いが少ない一人暮らしの高齢者の方が自宅で亡くなられた「孤独死」と思われる事案がございました。ここ3年ほど毎年のように一人暮らしの方が自宅で亡くなっております。

お尋ねのありました対策につきましては、安否確認としまして在宅福祉事業の中の「訪問サービス」や「愛の声かけ訪問」「緊急通報装置の貸与」等のサービスを実施しております。訪問サービスは、現在利用されている方はおりませんが、愛の声かけ訪問には15人、緊急通報装置の貸与には24人の一人暮らしの高齢者等が利用されております。また、地域での見守り活動や民生委員児童委員、地域担当職員等によります高齢者宅への訪問活動を行っているほか、社会福祉協議会では、高齢者宅への声かけ活動や声かけ郵便サービス等による安否確認の取り組みをしていただいております。

また、北海道新聞北見地区会、生活協同組合「コープさっぽろ」およびセブニーイレブン・ジャパンとは、訪問先で異変等に気付いた場合に役場へ連絡していただく「訓子府町地域見守り活動」に関する協定を締結し、本町の見守り活動にご協力をいただいております。

今後も、高齢者などの一人暮らしが増えていくことが想定されますので、地域や関係団体とも連携した取り組みを引き続き進めてまいります。

3点目に「所有者不明な住宅も含め、老朽化などで危険な住宅の把握や今後の対策」についてのお尋ねがございました。

近年、全国的に少子高齢化や過疎化の進行によって、空き家が増加しており、その中でも適切に管理が行われていない空き家が防災、衛生、景観など、地域住民の生活環境に、深刻な影響を及ぼしています。

空き家は個人の財産であり、その管理責任につきましては、所有者にあり、所有者が自らの責任において適切に管理していただき、一方で売却等の流通や利活用を促す必要があります。

町では、平成25年度に町内にある空き家の調査を行い、その結果90戸もの空き家があることが判明しました。

そのため、空き家の有効活用を図ることとし、空き家バンク制度を創設して、この制度を活用して購入する方に、その住宅の取得・改修などの費用の一部を助成しております。

この制度は平成27年7月に開始され、令和3年6月末現在、売買が41件、賃貸が4件の実績となっており、空き家の環境悪化防止対策としても有効な手立ての一つとなっているものと認識しております。

なお、所有者不明な住宅も含め、老朽化した危険な住宅の把握につきましては、今後とも各町内会、実践会の協力を得ながら把握に努めてまいります。

また、今後の対策としましては、空き家はあくまでも個人の財産であることを前提に、空き家バンク制度の継続に加え、所有者の管理意識などの醸成、相談体制の整備、国の補助金等を活用した解体除去に対する助成制度の検討など、総合的な空き家対策に取り組んでまいりますので、ご理解願います。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 何点か再質問させていただきたいと思います。

まず1点目ですが、ここ数年ですね、案件ではですね、数回の個別ケース会議、児童虐待の件ですが、実務者会議を行っているというお話をいただきましたが、大きくですね、その後いろいろ相談窓口等で児童相談所、警察、医療機関、学校などからきているというお話でしたが、その後大きく問題になった点はなかったのか。またですね、その場合、保護者、親と引き離す場合などもあると思うんですが、その場合はどのように、もしその事例があれば行ったのかということがわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） ただいま、質問のありました要対協で検討されたケースのその後の状況というかなんですけれども、ここ数年、大体平均して年に2件程度虐待の疑われるケースということで、実務者会議、児相が入っての会議等行っていますが、その後、おおむね大体、何回か実務者会議を行うことで改善されてるところで、あとは母子保健の、例えばこども園なりとか学校で見守っていけば大丈夫だろうということで管理から除外されるというか、そういうケースがほとんどです。あと親から引き離れた方がいいというか、そういうケース自体は今のところいなくて、もしそういう事例が出た場合は児童相談所の一時保護というか、そういうものの活用に至るかと思います。

以上です。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 重大な事例にはなっていないということでしたので、大変喜ばしいというか、事例があることはいけないのですが、そのような場合、対応していただけてるということですが、その後ですね、あと子どもの子育て支援事業計画の中では児童虐待防止法対策の取り組みとありまして、防止対策ということを行っておりますが、今まで言えば事例があつてからこういう会議を行っていると思うんですが、防止対策というのは、どのようなことを行っているのかを伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） 防止対策にしましては、年に11月に児童虐待防止月間というのがあって、その時に広報等で、そういう月間ですよとお知らせしたりとか、あとは日々、こども園とあと学校の先生方とか地域の民生委員さんとそういう要対協の中で、そういう虐待防止に向けた地域の実態を共有したりとか、あとは子どもを取り巻く関係者が心配なケースがあれば早めに発見して、そういう会議につなげていくというところで虐待に至らないように対応できるようには努めているところです。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 児童虐待の方はですね、各団体等々、協議していろいろ進んでいるんだなということがわかったのですが、また、高齢者の虐待ということで、10年以上、部会を開催したことがないということで、大変良いことだなとは思いますが、高齢者虐待防止ネットワーク部会の中で早期発見、未然防止への取り組みとありますが、そちらの方はどのような取り組みをなさっているのか伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 一応、高齢者の部分でいいますと、町長の答弁にもありましたように、ここ数十年程度ないという部分でございますけども、案件としては、そういった部分の個別ケース検討会議という部分で案件がなかった訳ではなくて、その中で虐待、介護放棄とか、そういった部分の案件がございましたので、そういう部分の協議ですね、どういったふうにその被虐待者の安全の確認ですとか、あとその後の対応について検討させていただいてございます。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 高齢者の虐待の方もですね、いろいろ対策を練っていただけているということですが、今ですね、本当にコロナ禍で外出ができないという高齢者の方も増えておりますし、いつも仲間と集うこともできない、そういう方も増えています。コロナ禍の時代ですね、本当に大変だと思いますが、民生委員の皆さんにも大変努力をされていて、各高齢者の見守りもされていると思いますが、このコロナ禍の中の民生委員の方々の今の活動状況というのがわかれば、そんなに詳しくではなくていいんですけども、どのような活動をされているのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 民生委員の活動状況についてのご質問でしたけども、民生委員会、年間10回ほどやっております、今月はお休みですけども、先月とかはやってございます。それで、その中ではやはりこのコロナの状況がひどいということで高齢

者宅への訪問を控えるとか、そういった部分の状況が今の現状となつてございます。やはり民生委員さんたちも気にはなるようですけども、訪問しちゃうと逆に相手方に心配、迷惑をかけるんじゃないかとか、そういった部分があつて、今のところ高齢者宅への訪問等は控えているといった状況になつてございます。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 次の二つ目にもつながっていくので、一緒に質問したいと思うんですが、一人暮らしの孤独死という話がここ数年、3年ぐらいですか、毎年のように起きているということで、先ほどの答弁では在宅福祉事業としての訪問サービス、愛の声かけ訪問、緊急通報装置ですね、貸与しているサービス、社会福祉協議会でも声かけ訪問や声かけ郵便などですね、たくさんの安否確認等、それで高齢者の呼びかけ、声かけをしていると思います。それでもですね、亡くなられてから数日たって発見されたというケースも多いと思います。その中でも先ほど答弁にありました北海道新聞北見地区会、それからコープさっぽろ、セブーンイレブン・ジャパンとの訓子府町地域見守り協定を行っていると思いますが、そちらの企業などから連絡があつた事例などは今まであつたのかをお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） ちょっとその部分は把握はしておりませんが、郵便局とはこれとは別な部分で地域の見守り活動ですとか、あとそういった部分の契約をしているんですけども、郵便局からは数件あつたと記憶してございます。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 郵便局は何件かあつたということですが、先ほど緊急通報装置ですか、それを希望者の方に設置して、75歳以上の一人暮らしの方、希望者24名に設置しているということでしたが、今後ですね、要綱の緩和など、令和2年は75歳以上の単身世帯が140件だつたと思うんです。そちらの方にですね、今後光回線などが全戸に行き渡るということもありますが、何かしら、そういうシステムを使ったなり、希望者もよると思うんですが、75歳以上の方に新たな取り組みをしていただきたいなと思つてはいるんですが、そのような考え方はないかを伺います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） こちらの緊急通報装置につきましては、基本的におおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者の方で健康状態ですとか身体状況に何らかの支障があつて日常動作に不便がある、支障があるという方たち、あと一人暮らしではないんですけども、夫婦世帯でも生活実態によって貸与しているところでございますけれども、今ご質問ありました75歳以上の高齢者に向けての貸与という部分ですけども、今のところは考えておりませんが、そういった声が、あくまでも75歳以上の方でも元気な方は多いです。そういった方までという部分にはならないでしょうし、あくまでも今の健康状態ですとか、そういった部分を加味して今後もそういった必要な方に貸与できるような工夫はしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 75歳以上の元気な方もたくさんいらっしゃいますので、一概にすべての方という話にはならないと思うんですが、やはり一人暮らしの方、電話をかけて

もですね、今、詐欺とか大変多い世の中ですので、なかなか出てくれないという方もいらっしゃるので、その連絡体制や人間関係などもね、つくっていただいて、そういう声かけを進めて、幅広く進めていただきたいと思いますし、あと高齢者から情報をいただく、通報していただくだけでなくですね、町側からも町の情報や災害情報とか、今のコロナ禍の状況なども流すなど、毎日のキャッチボールができるような、そのようなシステムなんかは何かできないのかなと。今よく他の自治体とか見ますとテレビの赤、青、黄色、緑ですか、そのボタンを押すと何かこう元気ですよとかというふうなやり取りができる装置もあるということも聞いておりますし、電話でのやり取りも大事だと思うんですが、何かしらすぐパッとできるような、そのようなシステムなんかもいろいろ開発されているようですので、検討していただきたいと思いますし、今、冒頭でありました地域おこし協力隊、その話にもありましたが、そちらの方の方もですね、今後そのような仕事か何かで高齢者の見守りなどの仕事も一つやっていただくのもいいのかなと思います、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） まず、高齢者からの一方的な通報という部分じゃなくて、町の情報ですとか、町からの情報発信等、キャッチボールをできるという部分も検討してはいかがかという部分でございましたけども、そういう部分も必要かとは思いますが、今後、検討はしていきたいというふうには、近隣の状況を踏まえて検討させていただければというふうに思います。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 地域おこし協力隊での見守りということだったんですけども、先ほど町長の挨拶あったとおり、今、募集している方、残念ながら駄目になったんですけど、移住定住の関係で募集、再度もう一回行います。翌年度以降については、状況を見ながらということで2人目、3人目ということでの雇用あるかもしれないんですけども、その中で任務をどうするかということもございますので、その高齢者の見守りも、そういうニーズがあるとか、優先してやらなきゃならないということであれば中には検討していきたいんですけど、今のところは、今年募集かけている分には移住定住の関係での地域おこし協力隊ということでございます。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 先ほどのキャッチボール、町の方からも情報を発信するような機器等の検討という部分でございましたけども、今実際そういった部分ではないですけども、委託業者の方から毎月、設置されている一人暮らしの高齢者等への健康相談ですとか、そういった部分の活動をしているところでございます。その部分で利用者さんからは大変好評を得ておりますし、間違いも結構数ありますけども、そういった気配りの確認ですね、そういった作業もしておりますので、貸与されている人たちからは好評を得ているということでご理解いただければというふうに思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 貸与されている方、24名の方だと思うんですが、大変喜ばれているところで、それをですね、ぜひPR等していただいて、どんどん広めていただきたいと思いますし、今75歳の一人暮らしの方が対象だと思うんですが、夫婦の

方もいると思うんですが、結局、一緒に家庭に家族と住んでいる方も日中は家族が仕事で出て行ってしまう。そして家には日中一人しかいないという高齢者の方もいると思うんです。そういう方にもですね、条件等を緩和していただいて使えるようにはならないか、そういうことは検討されていないのか伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） こちらの対象者を決めるに当たって、サービス調整会議という部分を開いておりまして、担当者あと保健師等が入っている部分ですけども、そういった一人暮らしに限らず、家族の方がいるところであっても、支援を要する人の健康状態ですとか、あと日中家族環境で誰もいなくなるとか、そういった部分で、この人には貸与が必要だという判断があれば設置の方をさせていただいておりますので、ご理解ください。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） わかりました。ぜひですね、素晴らしいサービスだと思いますので、多くの方に活用していただけるように今後もPR、周知の方をお願いしたいなと思います。

また、子どもや親など一緒ですけども、保護者ですね、高齢者が一緒になって過ごせる空間づくりということで令和2年第1回定例会の一般質問で子ども食堂のことを質問していると思うんですが、NPOや民間団体と一緒に協賛していくというふうな答弁がありましたが、その後何か進展などはあったのか、そういう問い合わせがあったかどうかをちょっと伺いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 申し訳ありません、把握しておりません。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） その定例会の時に子ども食堂のお話いただいた時に全国的にそういう子どもの貧困に関わる部分で各地の中でそういう食堂が取り組みを行っている中で本町の取り組みはという確か趣旨のご質問の中だったというふうに記憶しておりますけど、本町の中でもそういう状況があればですね、そういうところにそういう関係者と一緒になって取り組んでいくようなことも検討していくということでお答えしたというふうに記憶しておりますけど、實際上そういう声は今のところ届いてないというか、そのような状況であります。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 子ども食堂、子どもの虐待、高齢者の虐待の相談というか、集まれる場所として全国的にも見直しを受けているところ、食堂という扱いではなく、そういう居場所の空間づくりということで活動されている方が多いので、もしそういう声があれば、ぜひ町としても今一度検討していただきたいと思います。

またですね、国も2022年に予算ですね、孤独孤立対策費用として1億8,700万円を計上しております。支援を行う自治体にも連携強化に向けた検討すると言っておりますが、本町でもですね、大いにそちらを活用される場合は検討していただきたいと思いますので、どうぞ高齢者虐待、子どもの虐待、孤独死がないまちづくりを目指していただきたいと思います。

3番目になりますが、先ほどの答弁にもありました訓子府町は空き家バンク制度により空き家は少ない方に段々減ってきているということではありますが、町内会や実践会などで現実的に周りの方々に迷惑がかかっているという空き家あるという話もよく聞いております。持ち主が普通の民間の方のため、勝手にはみ出た枝を切るとか、草がボーボーになる、庭などの草刈りをするなどができないのが本当に現実だという声も聞いておりますし、ですがですね、危険な物件、たくさんあると思うんです。そちらは事故が起きる前に町民の皆さんに被害が起きる前にですね、いろいろな対策をしていかなければならないと思いますが、今現在、町としてですね、そのような物件はどれぐらいあるかという情報を把握しているのかを伺います。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、町内に危険な物件、建物がどのぐらいあるか把握してるかということでございますけども、平成25年度に空き家調査を実施してやっております。町内会、実践会を聞いて整理をしておりますけども、そういった中では全部で12件ぐらいがですね、損傷が激しく解体が必要と思われるという物件があるというふうに確認しております。また、今後ですね、また、新たにその辺の調査も再調査しようということで、先月、町内会長会議でどの程度あるかということでお聞きしたところですね、とりあえず今、危険だと言われているところは1件あるということで報告を受けております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 答弁先ほどありました、また北見市などですね、住宅リフォームだけではなく、解体にも補助を出しているということで、先ほど国の補助も受けながら検討していくということもありました。本町のこれからの老朽化住宅の解体の支援策、補助金を出す等もあると思うんですが、どのように検討されているのかを伺いたいと思いますが、またこれからですね、どのような課題があるか考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） 今、北見市でやっている解体費補助のリフォームの関係、どのように考えているかということと、今後そういう建物、課題はどういうことがあるかということでございますけども、現在、今、答弁にありましたように総合的な空き家対策に今取りかかるということで準備をしております。まず、空き家の実態の把握をですね、さらに進めていくということが必要かということでございます。そういった中で、まずは所有者の特定、これが一番大事なところでありまして、まず所有者の特定をしていくと。いろんな手を使って登記情報等を使って特定していくと。特定した後はですね、その所有者に対して適正な管理をしていただくようにですね、聞き取り確認やアンケート調査して意識の醸成ですね、所有者等意識の醸成をしていくということが非常に大事だということとあとこれから相談体制ですね、空き家等の問題に関わっては、いろんな課にまたがっておりますので、町としてもですね、窓口を設置を検討してですね、道と関係団体とですね、相談しながら進めていくという相談体制が必要かなというふうに考えております。

またあと解体費うんぬんのことでございますけども、基本的にあくまでも空き家は所有者の財産であって所有者の責任をもって対応するのが原則でございますけども、所有者等

がおかれている状況がさまざまな状況で、中には工事費を用意することが困難な所有者もいるというふうにも考えております。そういった中で近隣の町民の方や地域の方が大変不安視するというので、そういうことで安心安全な環境を確保するためにですね、所有者の自発的な除去を促進するために空き家の除去費の一部を助成するなどの方向性を今後検討する必要があるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） 今、お話ありました。やっぱり解体するにも資金面などで困難な方もたくさんいるんじゃないかという話もありました。今後ですね、空き家などの解体等、持ち家の条例なども含めて見直しを行っていかなければ持ち主が不明になったり相続放棄の住宅が増えていくと考えます。建物を抱える町内会、それから実践会ですね、一緒になってさまざまなルールをつくっていかないとはいけないんじゃないかなと思っています。

先ほど工藤議員の質問の中にもありました。若い人たちにはですね、訓子府に住みたいんだけど建てられない。空き家バンクはありますが、買うことができない。借りたくても家がない。そういう住宅不足の問題も話に出ております。倒壊しそうな危険な住宅というのは本当に壊してしまうしかないのかなと思うんですが、リフォームやですね、リノベーションを行って、その古い住宅を町が買い上げてリノベーションなどを行い、町有住宅、町営住宅として整備して、民間の力を借りる、そういう力も必要だと思うんですが、新たな事業として一軒家を貸し出すような、そのような事業をしていただけないかなと思うんですが、そのような考えはいかがでしょう。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、空き家のリフォームといいますか、町が買い取って貸し出すとか、いろんな方法を考えてみてはということでございますけども、今、空き家の総合対策の中にもやっぱり活用も今後検討しなきゃいけないということで、今、空き家バンク等もありますけども、さらにですね、進んだことも考えていかなきゃいけないということで、今、住宅施策の方もですね、あわせて検討しておりますので、そういった中でですね、さらに住民の皆さんの意見を聞きながらですね、考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） ぜひですね、空き家対策としまして、本当に空き家バンク、大変素晴らしい制度だと思いますので、たくさんの方が活用されておりますし、予算的にもですね、多くの予算を使って本当に町民のために住民が増えるために素晴らしい事業だと思います。その本当に次のステップに進む時期ではないのかなと思っていますので、高齢者の住宅の問題、本当に住む方がいなくなる住宅、それから若者が住みたくても住めない住宅がない問題、それを絡めながらですね、今後新たな住宅問題に進めていただいて本当に見守りを含めた若者と高齢者をうまくですね、住民の方々と周辺の住民の方々の協力を得ながら過ごすことができるような住宅を今後訓子府町でも考えていただきたいと思います。今のお話の中を含めて、町長何かご意見があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 一つは、廃屋になっているような危険な住宅の問題です。これは我々が国の制度として代執行。すなわち危険な状態を町が変わって住宅を取り壊して、そして危険を除去するという政策がやっと国がこの５年ぐらい前から認められてきたということがあります。ただしここは難点がありまして、壊した経費は町が負担するのかということです。あくまでも本人が負担ですから、請求をさせていただくということなんですけれども、払っていただけるかどうかはわからないということで、なかなかこの事業も前へ進んでいけないという実態です。

しかし、やっぱり考えなきゃならないのは、そういう廃屋状態の人たちを壊せない人に何とか手助けできないか。私は残された任期の１年間の中で、この廃屋を廃屋というか古い住宅を除去する補助金の制度を設けたいと思っています。これはどの程度になるか、今、津別がやっていますね。含めてですね、どの程度になるかわかりませんが、これはやっていかなきゃならない政策の一つだと思っていますので、今度の来月から４年度に向けての予算の検討会議がありますから、それは建設課の方に指示をしていきたいというふうに思っていますので、ぜひまたいろんなご意見をいただきたいなというふうに思っています。

それから、今、９５戸ぐらいの空き家住宅があったと。しかし、先ほど補正の中でもありましたように、今、空き家バンクがものすごい勢いで増えてきています。もうこの１週間でも何件か訓子府の住宅を買いたい、買ったという人も出てきています。５年間の間に４０件ぐらいの空き家の購入者が、あるいは賃貸が出てきたということは、１年間で８件ですから、すごいスピード感だと私は思っているんです。だからこれはさらに、耐震の以前の住宅の問題もありますけれども、この制度のさらに発展させていく空き家バンク制度の活用というのは広く訴えていかなきゃいけないなというふうに思っています。

それから、谷口議員が言っているように一軒家を町で利活用して貸し出すというような政策が必要じゃないかと。それから若い人が先ほど工藤議員からも出たように、住むところがないという、これは今の町営住宅なり公営住宅といいましょうか、このニーズをどうやっぱりこれからの１０年間でやるかということで、今、建設課を中心にして来月１７日最終的な会議をやるというふうに聞いていますので、これらを含めて、こういう今の状況にに応じていくような計画を具体化していくということがすごく大事なことでないかなと思いますので、その点ではものすごく今バタバタと動き回っていますので、ご理解をいただきながら、また意見もいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君。

○８番（谷口武彦君） 今、住宅に対して、町長から心強いご意見をいただきました。本当にですね、町民の移住定住のためにもですね、住宅なければ先に進みませんし、高齢者の見守りも含めた新たな住宅も考えていただいて、町民のですね、財産を守っていただくような方法をとっていただきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（須河 徹君） ここで２時５５分まで休憩いたします。

休憩 午後 ２時４２分

再開 午後 2時55分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、10番、河端芳恵君の発言を許します。

10番、河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 10番、河端です。通告書に従いまして一般質問をいたします。

はじめに、本町の災害対策は万全か。町長に伺います。

今年は、日本だけでなく、地球規模で大きな災害が起きています。

この夏の全国各地の大雨による被害の状況を見ると、今まで比較的災害の少なかった本町で、あのような大雨が降ったら、どのような被害が起こるのか考えるだけでも怖くなります。

でも行政も町民もあらゆる場面を想定して備えていかなければなりません。

1、本町でも平成22年に洪水ハザードマップ、29年に防災ガイドマップが作られて全戸に配布されていますが、見直しなどの必要はありませんか。

2、コロナ禍が続く中、災害時の避難所の体制整備や備蓄品などの点検見直しの必要はありませんか。

以上、伺います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「本町の災害対策は万全か」について2点のお尋ねがありましたので、お答えいたします。

1点目に「ハザードマップの見直しは必要ないか」とのお尋ねがございました。

現在のハザードマップにつきましては、平成29年3月に全国的な気象変動などから常呂川洪水浸水区域が改正されたことを契機に、台風・土砂災害・地震・雪害等を網羅した「訓子府町防災ガイドマップ」として発行して、現在に至っております。

全国的には100年に一度の大雨が毎年のように発生し、今年も7月には静岡県で大雨による土砂災害、8月には中国・九州地方の広い範囲で前線の停滞による大雨により甚大な被害が発生しているところでございます。

「訓子府町防災ガイドマップ」の見直しにつきましては、常呂川の管理者である北海道開発局や訓子府川の管理者である北海道と協議を進め、本年5月に改正された災害対策基本法の内容も踏まえながら、今後改訂を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、2点目に「災害時の避難所の体制整備や備蓄品などの点検見直しの必要はないか」についてのお尋ねがございました。

災害時の避難所体制整備につきましては、警報発令前後においては効率的で迅速な防災体制とするための「防災に関する初動マニュアル」においての自主避難所班と、住民の避難等が必要な大規模災害発生時における「災害対策本部」においても、民生対策部厚生班において、避難所の管理運営体制の整備をしており、非常時の体制づくりに万全を期しております。

災害時の備蓄品につきましては、訓子府町緊急物資等の備蓄ガイドラインを策定し、平成23年度から平成28年度を第1期、平成29年度から令和3年度までを第2期として

随時整備を進めているところであります。

さらに、避難所の新型コロナウイルス感染防止対策として、避難所を間仕切るためのポップアップテントやダンボールベッドと間仕切り等も整備し、避難所生活ができる限り安全・安心で心身の負担が少ない生活を送れるよう計画的に整備を進めているところでございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 私は2年前にも同様の質問をして、またかと思われるかもしれませんが、私自身いろいろなことを経験しているから、災害に関するニュースを見るととても他人事とは思えません。災害と言っても台風、風台風、雨台風、また地震などのブラックアウト、さまざまな災害がありますが、風台風で言いましたら、平成16年ですか、北大のポプラ並木が倒れたり、雨台風で言いましたら福野、中ノ沢、駒里のあの線で崩れたり、いろいろな被害が本町でも起こっております。

また、昭和50年に私も床下浸水の被害を受けたことがあります。その時は浄化槽だったので水洗トイレの水が流れなくて非常に困ったことがありました。その時は、当時の地北線だった境野の線路の路床がえぐられて一時通行止めになったりもありました。ですので、今は少ないと言いながらも、いつ何があるかわからないということを肝に銘じなければいけないと思います。

それで避難場所、今さまざまな、こういうガイドマップ、災害ガイドマップを町内に配布されて避難場所などもありますが、私の地域でしたら訓高が避難場所になっておりますが、道立なので土日、休日など誰がどのように対応するのか。また、福祉避難所としてうららがありますが、今、隣の青少年研修センターもできましたが、例えば、こういうところに若い乳幼児連れの人たちが、子どもが泣くとか、そういうことも気にしないで、そういう人限定の避難場所とか、そういうことをできないのかと思います。いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） ただいま、再質問で避難所の関係でご質問いただきました。

まず訓子府高校、土日、祝日で災害があった時、どういうふうな管理がされているかということでございますけれども、災害が発生しましたら、緊急連絡先として、校長、教頭と連絡がとれるようになっておりますので、そちらの方で開設をお願いしていくというような形になりますのでご理解をお願いいたします。

また、福祉避難所として青少年研修センターの活用はどうかということでございますけれども、現状まだ見直しの方はちょっと検討はしていないんですけれども、今後、避難所の指定を変更するということになった時には、検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 今、消防庁舎が建設中ですが、あそこの2階の会議室みたいな、ああいうところは、例えば、高齢者とか障がい者とか特定の方の避難場所とか、そういうことをするには難しいのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 消防庁舎の2階なんですけれども、避難所としての指定はされませんので、ちょっと使用は難しいかと思います。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） この避難所の指定、いろいろな場所が指定されておりますが、これは個人が自分が行きたいということで選んで、ちょっと地域から外れた、例えば、東幸町、西幸町でしたら、鉄北会館になっていますが、駅舎の交流センター、あちらに行きたいとか、地域をまたいだ避難とか、そういうことの想定はどのようになっていますか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 必ずしも、自らが住んでいる住所の管轄の会館に行かなければならないというような決まりはありませんので、一番自分が安全確保できるというような避難所に逃げていただくのがよろしいかと思います。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 一番記憶に新しいところでは、3年前の胆振東部地震による停電によるブラックアウトがありました。その後、災害備蓄ガイドラインに沿って今年度までに整備を進め、今年は最終年ということですが、どのような形でどのように進んでおりますか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 今、ブラックアウトの関係で申しますと発電機とかの関係になりますでしょうか。発電機につきましては、現在のところ21台整備をしているところでございます。また、大型の発電機も2台装備してブラックアウトがあった時には網羅できるといような状況にしておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 以前、聞いたこともあったんですが、停電になったら自動的に発電機作動して役場庁舎、あと水道施設などのライフラインに対しては発電装置が自動的に動いて対応できるということだったんです。その辺の確認。例えば役場庁舎だったらのぐらいもつのか。また発電機、水道施設なんかでしたら自動的に燃料、発電できるとか、そういう状況になっているんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） 役場庁舎につきましては、燃料がある限りは発電機動きますので、とりあえずは、当面は48時間は確実に動くといような状況でございます。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） 水道施設の発電機につきましても、同じくですね、燃料のある限り、なくなる時は補給して動かすということになっております。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） やはり何かあった時、水、食料、大変な大きな課題だと思うので、訓子府は停電になっても断水起きて水が供給されなくなるという事態は心配ないということで捉えてよろしいですね。

○議長（須河 徹君） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡辺克人君） 断水のないようにですね、鋭意努力するということでやっておりますので、基本的にはないというふうに考えておりますけども。ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 災害、避難所の備品についてですが、今、第2期として、今年度までかなりいろいろなものが考えられて整備されているようですが、これの保管、また避難した際のその使用、また避難所の維持管理、そういうようなマニュアルというんですか、こういう時、ノウハウというのはできていますか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） まず、備品の管理ですけれども、災害用の備蓄品につきましては、防災倉庫、あと水防倉庫、あと一部を庁舎の方で保管しておりまして、災害が発生して避難所をつくるということになったら、そちらの方から適宜運ぶというような状況になってございます。

避難所の管理運営につきましては、防災計画の方でマニュアル等を考えておりますので、そちらの方に沿いながら動いていくというような状況になってございます。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 今いろいろお伺いして泥縄でなくてきちんとマニュアル、こういう時どうするということ。またそれぞれの責任の所在などもありましたので、とても今安心したところです。

また避難所の備品なんかも、その時、その時、今はコロナ禍で特別なものが必要だったりとか状況によって必要なものが変わって来たりします。また女性や子ども用の紙おむつだとか、いろいろな必要品というのもまた新たに出てくるのかなと思いますので、それぞれの状況に合わせた備蓄をこれからもお願いしたいと思います。

災害対策については、これで終わって、次の質問にいきます。

各公園、街路樹などの管理について、町長に伺います。

町内には、レクリエーション公園をはじめ団地内の小規模な公園まで種々ありますが、年月の経過と共に老朽化したり、時代のニーズに合わなくなってあまり使われていない公園もあります。

特に、団地を整備したときに作られた公園は団地の住人の高齢化や少子化などでほとんど使われていないところもあります。

1、住人の高齢化や少子化で求められる公園のあり方が変化していると思います。

時代のニーズに合った公園が必要だと思いますが、公園全体のあり方を見直す考えはありませんか。

2、遊具による事故があちこちで起きています。各公園の遊具を統廃合するなどして、安全に遊べる公園の再編成の考えはありませんか。

3、街路樹や各公園内の樹木、花壇の管理をどのように考えていますか。

以上、伺います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「各公園、街路樹などの管理」について、3点のお尋ねがありましたので、お答えをいたします。

1点目に「時代のニーズに合わせて、公園全体のあり方を見直す考えはありませんか」とのお尋ねがございました。

町内には現在、中央公園、レクリエーション公園のほか、公営住宅敷地内に設置してい

る公園を含めて、全部で16か所の公園が整備されております。こども向けの遊具を備えた公園や、自然を感じることができる公園など、目的に合わせた利用をしていただいております。

しかしながら、本町の公園は整備から数十年が経過しており、特に近年は少子高齢化、人口減少が進展し、整備当時の社会情勢と大きく変わっている認識であります。

そのようなことから、公園全体のあり方の見直しの考えにつきましては、公園利用者のほか、地域住民の声を聴きながら、時代のニーズに合った整備や維持管理に努めていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

2点目に「遊具による事故があちこちで起きています。各公園の遊具を統廃合するなどして、安全に遊べる公園の再編成の考えはありますか」とのお尋ねがございました。

全国的に公園遊具による事故が散見されますが、本町では遊具点検資格を有する遊具点検業者による年1回の定期点検のほか、公園開園期間の6月から11月の期間において、職員による月1回の巡回点検を実施するとともに、公園利用者や草刈り清掃等の委託業者からも情報をいただきながら、事故防止に努めているところでございます。

また、各公園の遊具を統廃合するなどして、安全に遊べる公園の再編成の考えにつきましては、本町には遊具施設のある公園が11か所あり、多くの遊具施設は設置から数十年が経過しており、老朽化が顕著となっております。

少子高齢化、人口減少社会に向かう中、既存の公園施設を単に更新することは適切であるとはいえ、公園のあり方、果たすべき機能について検証を行い、今後の公園の維持管理および機能の統廃合について、計画的な推進を図ることとしておりますので、ご理解願います。

3点目に「街路樹や公園内の樹木、花壇の管理をどのように考えていますか」とのお尋ねがございました。

街路樹がある町道路線につきましては、大きくは末広線、保養センター線、相内線の3路線がありますが、毎年度計画的に剪定作業を行っており、昨年度は末広線街路樹等の剪定を実施しております。

街路樹の管理にあたっては、市街地の緑豊かな生活環境を確保するため、周囲の環境や景観との調和を図ることを基本に、交通の支障とならないよう配慮しながら、計画的に剪定等を行ってまいります。

また、公園内の樹木、花壇につきましても、直営および委託により日常的に管理を実施しております。

今後につきましても、これまで同様、街路樹や公園内の樹木、花壇の適切な管理を行ってまいりますので、ご理解を願います。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） この件についての昨年も同じような質問をして、本当にまたかと思われるかもしれませんが、また違った観点から伺いたいと思います。

公園は誰のためということもありますが、今までは子どもを中心とした子どもの遊び場的な公園ということで考えられてたと思いますが、今、高齢化率40%近くになり、町で

見かけるのは高齢者か乳児をベビーカーに乗せた若いお母さん、あと買い物帰りに休んだり、ひなたぼっこをしたりして公園の、主に銀河公園なんですが、そこで休んでいる姿はよく見かけます。そこで、これから公園の再編とかいろいろなことで計画立ててされるようですが、子ども目線から高齢者というんですか、大人がちょっと友人とひなたぼっこしながら語れるとか、そういうような新たな目線も必要なのではないかなと思います。これから再編について、いろいろ検討されるということですが、その辺の視点も加えていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） 今、公園の再編の関係で子ども目線、プラス大人目線といいますか、高齢者も含めて検討していただけないかということでございますけども、今、建設課の方で公園の再編のことを検討してございますけども、その検討の要因といたしましては、本当に公園がですね、もう数十年たって、そこにある子どもを中心の時代だった遊具がですね、もう何十年、二、三十年たって、非常に老朽化が激しくて、また新しい基準にもなって危険だということで、これを今後10年以内には更新していかなきゃいけないということで更新計画を立てておりますけども、実際ですね、たてた時は補助金等もらって作ってございますけども、実際、更新修繕となると丸つきり一般財源になりますので、非常に遊具一つとってもですね、100万単位、大きなものでいうと1千万円単位ということでございますので、そういった中でどうやって遊具を更新していくのか、単純に更新していくのか、それとも集約を図って必要なところに作っていくのか、そういうような計画を今、練っているところでございます。従ってですね、今、議員さん言われているように、高齢者の関係とか新しい目線というのはとても大切なことでございますけども、とりあえず今まずは、子どもたちが昔使っていた遊具のあり方をまず検討させていただいて、その後ですね、その辺のことも整理させていただければというふうには考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 公園の遊具の事故で一番多いのが、例えばブランコだとか滑り台の基礎部分のコンクリートがむき出しになっていて、そこで転倒したり、そういうことの事故が多いと思います。それで今、統廃合ということで、これから考えていくということですが、そういうことも十分考えて、これからいい計画を練って再編成していただきたいなと思います。

あと街路樹のことですが、これも何回も聞いて、また、また、またかということなんです。町指定の町道の街路樹は末広線、あれは何の樹木なのか、ちょっとわからないですが、保養センター線はシラカバでかなり大きくなっています。相内線はサクラで、これもまたかなり大きくなって、一部、道路の方に枝が出たりもしています。これらの管理をどうするのかということが大きな課題だと思います。特に私の地元の相内線で言いますと、今、消防が建設中でありまして、桜の木もかなり大きくなっておりまして、街路樹としてシラカバとかサクラが適当だったのかななんて今感じたりしています。前にも話しましたが、北見なんかはかなり大きなプラタナスの木があちこちにありますが、かなり刈り込んで、枝が落ちるようなことはない。どうしてああいうふうになんて管理できるのかなって思います。また置戸町に行きましたら、同じ近代化事業の街並み整備でやった事業だ

と思いますが、街並み花壇なり、フラワーボックスなど、とてもきれいに整備されています。昨年お聞きしたのは、大通り、道道に置いてある花壇、また末広線ですか、あそこにも花壇がありますが、あれば誰が管理するのかということでお伺いしましたら、以前に商店街協同組合と町が街並み協定をして街路樹、それぞれの庭先を清掃するという協定を締結しているということですが、今あの状態はどうなのかなと思います。昨年の質問の時、商工会や町内会と話し合う必要があると考えていますということだったのですが、今それについて、どのようになっていますか。

○議長（須河 徹君） 建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） ただいま、街路樹のことでご質問がございました。まず管理の方の関係でございますけども、末広線につきましては、針葉樹、広葉樹、いろいろございます。また同じく相内線もサクラ、保養センターはシラカバの木ということになってございます。そして街路樹としてかなり大きな木じゃないかということもございますけども、その木、その時の木の樹種というものはありまして、街路樹としても認められている木でありますので、その当時、そういう形で整理したと思ってございます。毎年ローテーションでやってございまして、去年も末広線の整備をしてございます。今年もですね、末広線かなり長い区間でございますので、道道側につきまして、去年は町側、今年は道道側にやった後ですね、その後、相内線のサクラの木ですね、これも大きくなっていますので、サクラの剪定をしていくということとサクラは非常に病気に弱い、切り口から病気が入るということで、非常に丁寧にやった後、薬を付けてということになりますけども、かなり時間がかかるかなというふうにも考えております。また、その後、保養センター線のシラカバなんかもですね、剪定しますけども、これはかなり切っても強い木でございますので、大きくなっていくのについてはですね、ある程度切っていこうかなというふうに考えております。そういった中で適正な管理ですね、調和のとれた、地域と調和のとれた樹木にしていきたいというふうに考えてございます。

それから、去年の課題の関係でございますけども、商店街の方の末広線の側につきましてはですね、うちの方の町の方で町道でございますから、町の方で高齢者勤労センターの方にですね、委託をしてですね、草取り等をしてございます。あと商工会、道道につきましてはですね、一定程度今までも商店街の方でやっていただいているということもございます。また昨年、話は考えているということもございますけども、その後、一定程度ですね、町内会等には私の方では話はしてませんけども、話をしてるかと思ひますし、土現の方にもですね、その辺のことを話をして管理の方もやってくれるかどうかの打診はしてございます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 町長は街並み整備に関わってまちづくり、商店街近代化などに関わっていたと思いますが、同じ状況で、置戸でできて何で訓子府でできないのかと私も思うんですが、それについて何かお考え、それと今こういう状況をどういうふうに打破したらいいのか、町長のお考えありましたらお聞かせください。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 何か昔の古傷に触られているような感じがしますけども。あのです

ね、基本的には、街路樹はそれぞれの道路管理者が管理するというのが基本なんです。だから末広線のセブイレブンから南側は町道ですから、町の管理になります。それからシラカバのある温泉保養センターも町です。それから駅のアズキナシうんぬんの含めた140mは道道ですから北海道です。それから向こうの慈恵クリニックのあった場所から太田醸造までの600mは道道ですから、これは北海道のというと昔の土木現業所、管理事務所が管理しなきゃいけないというのはまず基本的なルールです。ただ、一つはさっきから河端議員がおっしゃっているとおり商店街近代化の事業で道路の幅員が10.5mぐらいあったやつを18から19mにしました。それは地元の要望があって、協同組合をつくって何とか補償してほしいと。道路整備によって。これは商工会ならびに商店街協同組合によって、この街路樹を自分たちも選んで、カツラの木を植えたりした訳です。だから基本的には、あそこに張り付いている商店街なり商工会なりが責任をもって、あそこの花壇やそういったところをやるというのが街並み協定の基本的な考え方でした。それからもう20年たちました。先ほど工藤議員の質問にもありましたように、商工業者の状況ってガラッと変わってきています。すなわちもう空き店舗が多くなったりとか、経営が変わったりとか、いろんな状況の中で、そして高齢化が進んでいます。それでその花壇を町で何とかしてほしいという声がありました。あるいは花壇の中に砂利を敷くという提案まで町内会から出てきました。これでいいのかと。私は認めないというふうにしました。ではなぜ置戸がそれができるのかと。これはお恥ずかしながら、まちづくりの中で住民が主体になって参加をし、あそこに流雪溝、除雪も含めて、街路樹の管理も含めて積極的に商店街や町内会の人たちがやるんだということでまちづくりをつくったという経緯があります。私どもの町は確かにそういう面もありましたけれども、やっぱり行政が中心となった街並み整備ということの反省は歪めないということだと思います。でも、それでいいのかということ、やっぱり町内会や地域のコミュニティ政策として住民の皆さんと一緒に今後街路樹の管理、それから草取り、そして花壇の管理等をやっていかなきゃならないんじゃないかなというふうに思っています。カツラの木も一生懸命、水やったりしてるところは青々ときれいに木漏れ日がきれいな花壇です。ところがそうでないところは草は生えるしアブラムシが入ってる等々含めていくと、やっぱり町の街路樹の管理もさることながら、そういう全体的なやっぱり調整がもう1回必要になってきているんじゃないかなというふうに思っていますので、いよいよの場合は町で町道の場合はやらなきゃなりませんし、北海道は金がないからやらないといったら、じゃあ誰がやるかという話になってくるんですけども、これも含めてですね、みんなで知恵を出し合うことが大切じゃないかなと思っています。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） いろいろな経過があって今はっきり置戸と訓子府の違いが見えています。町に入って一番目に付くメイン通り、置戸の町に入ると「ああ何て素敵なんでしょう」と思います。今いろいろ町長がお話されましたが、町長もこのままじゃいけないという認識はお持ちだと思いますし、これから商店街協同組合なり町内会とそのことについてきちんともう一度話し合って進めるという、そういう考えであるということで確認なんですけど、よろしいですか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 一つは商店街協同組合は昨年解散いたしました。だからもう橋本憲治組合長というか理事長以下ですね、体を成してないというのが本当のところですよ。その包括していた商工会の皆さん方が、そういうことも含めて、商店街振興と合わせてやるかどうか。それから町内会もかなり高齢化していることも事実ですので、これらも含めて、根本的なというか総体的な整備をやっていかなきゃならないというか管理をしていく。だけど、みんなやりたくないんじゃないでしょうか。だから町にやってくれという、そういう考え方というのを僕は出てきているというふうに思いますので、これをどうやって乗り越えるというのが至難の業です。時間がかかるかもしれませんが、努力していきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） ここまで年月が過ぎてこういう状態だったのを一朝一夕に変えるというのは難しいことかもしれません。ただ、町長の関わってきた近代化整備の街並みですし、今のままではいけないという町長も認識をお持ちでしたら、やはり何とかいい方向に進めるようにお願いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 質問ですか。

河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 答弁は先ほどいろいろしていただいたので、今お願いというか要望として町長にお話して、これから町長にいろいろ考えて任期中に何らかの形で解決していただきたいなと思いますのでお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 参考意見として聞いときますなんておざなりの回答では納得していただけないと思いますので、やっぱり商工会、町内会、行政含めて知恵を出し合う時だなというふうに思っていますので、時間をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 10番、河端芳恵君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定しました。

明日も午前9時30分から一般質問を継続いたしますので、ご参集よろしく願いいたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時37分